



森林認証公開レポート

森林所有者／管理者
(認証取得者) 山梨県

森林名 山梨県県有林

国 日本

審査に用いられた規準
認証番号 FSC-STD-JPN-01-2018 V1-0 (日本国内森林管理規格第1-0版)
SA-FM/COC-001842

FSC® トレードマークライセンスコード FSC-C012256

認証発行日 2023年3月12日

認証有効期限 2028年3月11日

目次

1. 基本情報
2. 改善要求事項の一覧
3. 認証審査の過程
4. 管理の背景
5. 森林

FSCFM国内規格チェックリスト

A1.1: 農薬

A1.2 原生林景観

付属文書1 森林管理規格

付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果

付属文書3 種のリスト

付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

付属文書5 追加情報

	審査日	審査チーム リーダー	レポート確認者	レポート確認日	レポート承認者	レポート承認日 / 最終更新日
更新審査	2022年 11月16日-18日	白石則彦	ロブ・ショウ	2023年2月3日	ロブ・ショウ	2023年2月9日
第1回年次監査						
第2回年次監査						
第3回年次監査						
第4回年次監査						

本レポートの主要部分は請求に応じて公開されます。

Soil Association Certification · United Kingdom
Telephone (+44) (0) 117 914 2435
Email forestry@soilassociation.org · www.soilassociation.org/forestry

Soil Association Certification Ltd · Company Registration No. 726903
A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686

FSC Licence Code FSC® A000525

1.0 基本情報		注: 緑枠の項目はFSCデータベースで要求された情報が含まれています。各監査で注意深く確認し、変更を黄色で強調してください	
1.1 認証機関		ソイルアソシエーション	
1.1.1	認証登録番号	SA-FM/COC-001842	
1.1.2	認証の種類	FSC	
1.1.3	直近5年間に取得したFSC認証およびその他の認証についてお知らせください。 以前取得した認証報告書のコピーを別途お送りください。		
1.2 Details of forest manager/owner/contractor/wood procurement organisation (Certificate holder)			
1.2.1	会社名	山梨県	
1.2.2	日本語での会社名	山梨県	
1.2.3	イギリスにおける法人登録番号	該当しない。	
1.2.4	連絡担当者	山梨県林政部県有林課 金 真美 氏	
1.2.5	住所	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1	
1.2.6	国名	日本	
1.2.7	電話	+81-55-223-1623	
1.2.8	ファックス	+81-55-223-1679	
1.2.9	電子メール	kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp	
1.2.10	ウェブページアドレス	http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html	
1.2.11	正式な代表者による申請情報	林政部長 入倉博文氏	
1.2.12	現地へのアクセスに関する特記事項	-	
1.3 認証の範囲			
1.3.1	認証の種類	単独	
1.3.1.a	事業体の種類	森林所有者	
1.3.2.a	認証範囲の森林名	山梨県県有林	
1.3.2.b	グループメンバーの数	該当しない。	
1.3.3	森林管理団体の数	1	
1.3.4	国名	日本	
1.3.5	地域	山梨県全域	
1.3.6	経度	北緯35度10分06秒~35度58分18秒	
1.3.7	緯度	東経138度10分49秒~139度08分04秒	
1.3.8	半球	北半球	
1.3.9	森林ゾーンまたは生物群系	暖温帯(200m)~寒帯(3,400m)	
1.3.10	FSC AAF区分	非SLIMF面積 (ha)	SLIMF面積(ha)
	共同体		
	自然林の保全	110,000	
	熱帯林		
	北方林		
	温帯林		
	人工林	34,000	
1.4 森林管理			
1.4.1	事業体形態	単独	
	保有管理	県有林	
	所有権	県有林	
1.4.2	全面積(ヘクタール)	144000	
1.4.2.a	生産林の面積	34000	
1.4.2.b	人工林に分類される生産林の面積	34000	

1.4.2c	主に植栽、または植栽木の萌芽更新と植栽の組み合わせによって更新された生産林の面積	令和3年度 101ha	
1.4.2d	主に天然更新、または天然更新と天然木の萌芽更新の組み合わせによって更新された生産林の面積	0.00	
1.4.3	林型	半自然林、人工林、自然林の混合	
1.4.4	森林構成	高標高域: 針葉樹優占 低標高域: 広葉樹優占	
1.4.5a	存在する高い保護価値の概要	二階谷の天然広葉樹林、雁が腹摺山のミズナラ林等の「保護林」および国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、また自然環境保全地区などの「厳正保存地域」	
		より詳細な情報はレポート本文およびチェックリストに記載されている。	
	「保護価値の高い森林」に分類される森林の面積	HCV1 16,909ha HCV6 3,629ha 合計20,538ha	
1.4.5b	先住民族の存在	存在しない	
1.4.5c	原生林景観の存在	存在しない	
1.4.5d	商業的収穫から保護され、主に保全目的のために管理されている面積	110,000	
1.4.5e	商業的収穫から保護され、主に非木材林産物の生産またはサービスのために管理されている森林の面積	0	
1.4.5f	生態系サービスの利用の有無	いいえ	
1.4.6	植林樹種の区分	固有種	
1.4.7	主な樹種	付属文書3参照	
1.4.8	年間可能伐採量(m3/年)	298,052 m ³	
	実際の年間生産量(m3/年)	除伐 334ha 利用間伐 14,897m ³ 主伐 67,698 m ³ (うち林道開設のための皆伐量2,145 m ³) 認証材としての販売量: 82,546m ³	
1.4.8a	製品タイプごとの、認証範囲に含まれる非木材林産物の年間商業生産の概算	0	
1.4.9	製品区分	丸太、立木	
1.4.10	販売場所	共販所へ搬送、立木での販売	
1.4.11	従業員数	男性: 54人 女性: 20人(常勤県有林課職員)	
	合計	74人	
1.4.12	請負者/地域社会/他の労働者(男性/女性)	47社 常勤男性: 304人 常勤女性: 50人	
	合計	354人	
1.4.13	パイロットプロジェクト	いいえ	
1.4.14	SLIMF—小面積	いいえ	
1.4.15	SLIMF—低頻度	いいえ	
1.4.16	森林管理事業体の区分	数	面積
	100ha以下		
	100 ha - 1000 ha		
	1000 ha - 10,000 ha		
	10,000ha以上	1	144,000
	合計	1	144,000

1.4.17	所有/管理されている森林のうち、認証の範囲に含まれてない森林の面積		
	森林名	面積	理由
	山梨県県有林	14,225	他団体への貸地等は管理下にならないため。

2.0		是正措置登録簿		山梨県			SA-FM/COC-001842			
等級の正当性	番号	等級	不適合事項(または観察事項については潜在的な不適合事項) (グループ:グループまたはメンバーレベルを指定)	参照規格	是正措置要求	期限	根拠および日付	状態	解除日	
更新審査										
	2017.1	観察	広葉樹林に関し、一部で補栽を行っているものの今後の活用方法については検討中とのことであった。広葉樹林からの材の供給など広葉樹の付加価値付けを検討することは、県有林経営とともに地域振興との関わりも強い。広葉樹の用途や需要の可能性について情報収集や検討を行うことが望まれる。	5.3.4	-	-	広葉樹の用途については、第3次管理計画p234「有用広葉樹一覧」p76「樹種別利用径級と主な製品用途」に情報がまとめられている。「有用広葉樹一覧」では樹種ごとの用途はまとめられ、将来の販売を検討している。作業団も設定されているが、多くの広葉樹人工林は伐期齢を110年または120年に設定しており、一部110年生に達する広葉樹人工林も出てきているが、現在は7齢級以下(35年生以下)が多くまた伐期齢に達していない林分がほとんどである。現在は針葉樹林に侵入した広葉樹を合わせて販売を行っている。材積は年間5000～5500m ³ 、割合は全体の8%程度であった。買受人が用材やチップ等として販売している。用材としての販売は針葉樹が主なため、広葉樹人工林が伐期に達した時に、広葉樹用材の需要に応じて販売していく方針である。以上、現状の情報の整理と今後の方針は明確であった。	解除	2018年8月9日	
	2017.2	観察	県内でも、木質バイオマス発電施設の設置がいくつか計画されている。一般的に、木質バイオマス発電所の計画が確定し、稼動すると、周辺地域の木材の価格や流通、また木材生産の方法が大きく変容する。 現状では林業が単独で振興することは難しく、大手需要先と共存共栄することが不可欠である。バイオマス発電もそうした新たな需要先であることは確かである。この新たな需要先に対して県有林経営にも少なからず影響があることを考慮し、現在計画されている木質バイオマス発電所の詳細や他地域の状況など、情報収集を行うことが望まれる。さらに、県有林が私有林の模範となる森林経営を示すことも含め、バイオマス需要への対応方法を検討しておくことが望ましい。	5.4.3	-	-	県内・近隣県のバイオマス発電施設に関して年間受入可能材積や発電量、求められる材の種類について情報収集され、整理されていた。また、やまなし次世代林業推進事業では県産材の供給力強化を図るため、伐採から補栽までを一括発注し、施業で発生した未利用材を、希望に応じてバイオマス事業者へと販売する仕組みが出来た。一貫作業により伐採・搬出方法が工夫され、これまで利用されていなかった端材が搬出されることを期待している。またこの取り組みが県有林に限らず県内全体に波及することを期待している。これによりバイオマス材の利用増加が見込まれている。 なお、現在伐捨間伐を実施している場所は販売単価が見合わない場所、また保育間伐の場所なので、バイオマス用に集材するのは費用に見合わず難しいため、今後も利用しない方針である。	解除	2018年8月9日	
	2017.3	軽微	境界確定は所有者立会いの下で行うために、この数十年は境界に関する争議はない。そのため争議があった際に森林施業を停止する事は文書化はされていない。ただし争議があった場合は、解決するまで事業を発注しないことをインタビューで確認した。	2.3.3	森林管理者は、地域社会と森林管理者間の土地の権利に関する争議で、地域社会の将来的な権利を保障しない森林管理業務は、争議の解決をみるまでは停止されることを規定する管理指針や手順を文書化すること。	最終レポート受領後12か月以内、次回年次監査で確認する。	2018年7月17日に森林環境部長から各林務環境事務所長に対して、土地の権利に関する争議が発生した場合の県有林の森林施業の取り扱いに関する通知文が送付された。この文書の中で、争議が解決するまで、当該箇所での森林施業を停止すると明文化された。通知文は30年間保存され、以後も延長される予定。また毎年担当者会議の中で提示され、共有される予定。軽微な条件を解除とする。	解除	2018年8月9日	

第1回年次監査									
	2018.1	軽微	現場審査の際、県有林内の一部で空き缶やスプレー缶、ワイヤーの切れ端などの廃棄物が確認された。 森林管理者は事業者に対して、作業時に発生した廃棄物は作業終了後に現場へ残さないよう改めて注意喚起を行うことが望ましい。	6.7.4	森林管理者は、森林内に廃棄物を残さないよう請負事業者を指導すること。	最終レポート完成後12か月以内に実行し、次回年次監査を越えないこと。	2019年次監査：2019年4月に県有林職員の全体会議で、本指摘事項について周知し、請負事業者のごみの回収、完成検査での現地確認の徹底を依頼した。県有林造林事業標準仕様書で、請負者は資材、ごみ等の放置がないように整理するよう書かれており、請負者も県職員も内容を知っているはずである。職員も現地でゴミを見つけた場合は回収するよう周知している。現場審査では現場に放置された廃棄物はほとんど観察されなかった。	解除	2019/8/9
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2018.2	観察	使用されている外来種ではないが、現場審査の際、県有林内の林道にてニワウルシやブタクサなどの外来種の侵入が確認された。新植地では下刈り時に確認されたものは見つけ次第切るなど適宜対応しているが、県有林として侵入してきた外来種への対応方針が明確にはされていなかった。方針を定めることが望ましい。	6.9.2 → NFSS 10.3.3	-	-	2019年次監査：国の外来種対策として、外来生物法が定められており、それに基づき外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リストを定めている。それを踏まえたうえで、県有林内に侵入してきた外来種の扱いについて検討した。富士山科学研究所の講師を招いて、林業関係者向けの研修を2019年6月に実施した。林業事業者、森林組合、県森林環境部、市町村職員などが対象。今後も定期的に行う予定。 県有林内の外来植物については、特に侵略性が高く注意すべき植物を、要注意外来生物として定め、県職員、請負業者に注意喚起することを検討中。現在のところアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウが見られる。オオブタクサ、ニワウルシも広がる可能性が高いので、要注意種に定める予定。種の選定は今後も随時発見されたら行う。これらの外来植物については、下刈り、除伐時に特に注意し、積極的に除去してもらう。その他の機会に現地で見つけた際にも可能な限り除去する。今後もし通常の下刈り、除伐で除去できず、造林木への被害が出る状況になれば、外来植物駆除の作業を別途委託することも検討中。 林道脇の草刈りは年1回は行っている。 広葉樹林への外来植物侵入の対策はまだ検討していない。今のところ天然林内への大規模な侵入は確認されていないので、人工林や林道からの侵入を抑えることから始める予定。 方針は最終決定されていないため、継続とする。 2020年次監査：今年度中に第4次県有林管理計画を策定するため、その中で上記の方針を計画に反映する予定である。要注意外来生物については、定期的な研修の中で林業事業者、森林組合、県森林環境部、市町村職員に周知をしていく予定である。第4次県有林管理計画への反映を確認するために観察事項を継続する。 2021年次監査：第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。また、現在、林道法面の緑化にはできるだけ在種を使うようにしているが、早期緑化により崩落を防ぐことが必要な一部の林道法面には、成長の早い外来種を使用している。使用箇所は把握されており、周囲の自然生態系への拡大がないかどうか都度確認されている。	解除	2021年10月21日

第2回年次監査									
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2019.1	観察	80と1外小班の真砂土土壌の皆伐現場で、素材生産業者が作設した一時的な搬出路が、降雨により浸食されている兆候が観察された。山梨県有林の一般的な業務発注手順としては、立木を素材生産業者に売り払いした後、皆伐が完了したら、翌年度に地植え作業を発注する。その際に一時的な作業道は必要に応じ埋め戻され、さらにその翌年度には再植林され森林に戻るが、皆伐から地植えまで1年程度の期間が空くため、その間に適切な排水処理ができていないと土砂崩れを誘発する可能性がある。また、現在のところ、皆伐時の一時的な作業道の開設方法や皆伐後の排水処理については県としての規定はない。素材生産業者は長年県有林での作業を行っている経験のある業者が多く、無理な搬出路開設はしないが、皆伐時の現場管理は素材生産業者の経験に委ねられている。インフラの開発及び利用は、搬出路の開設と維持に関する特定の手順を参照しながら、基準6.1で特定された多面的機能を保護するよう管理するべきである。	10.10.1	-	-	2020年次監査：立木売買に伴う搬出作業路等作業施設の取扱いについてという文書を2020年3月25日に発行し、県として立木買受業者に対して上記取扱を制度化した。この中で作業路等を残す場合には、山梨県森林作業道作設指針に基づき排水処理が適切になされているかを確認する旨を明記した。あわせて、事前に県に提出をする必要がある、「立木売買に伴う搬出作業路等施設の設置について」という書類にて使用中の排水計画を定めることとした。今回訪問した伐採後の現場では、一時的な搬出路が降雨によって浸食されている様子は観察されなかった。	解除	2020年8月7日
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2019.2	観察	間伐後の現場で、切り株の受け口、追い口が斜めに切られている切り株が多い現場があった。安全管理上、伐倒方向を明確に定めるためには、受け口、追い口は水平に入れるべきである。山梨県では事業者向けの安全管理や伐採方法の研修の機会は十分に継続して提供している。現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みを、すべてのサイトで実践すべきである。	2.3.9	-	-	2020年次監査：当該請負事業者に対しては直接、是正のための指導を行った。また県有林課の全体会議の中で本観察事項について話し合い、職員の現場検査時に安全な伐倒がされていることについても検査をすることを改めて確認した。県主催の請負業者に対する研修の中でも、安全な伐倒方法について話しをした。県の請負業者は林災防へ加入しており、林災防が主催している安全研修では、実際に伐採現場に林業事業者が集まり、その場で安全な伐倒方法について話し合っている。2019年11月22日に11事業者が参加して間伐現場で行われたハトロール記録を確認した。今回訪問した現場では、受け口と追い口は適切に付けられていた。	解除	2020年8月7日
第3回年次監査									
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2020.1	観察事項	現場審査でのインタビューではすべての請負業者が作業員に必要な安全装備を支給しており、実際に使用されていることが確認された。ただし、インタビューをした3事業者のうち1つの事業者では、刈払機やチェーンソーの燃料(混合油)を現場でペットボトルに小分けにしてリュックサックに入れて運んでいることが明らかとなった。ペットボトルは強度面の不安や静電気が発生しやすいことが指摘されていることから、揮発性の高いガソリンを入れる容器としては適切でない。県として、請負業者がどのような小分け容器を使用しているか現状の把握をするともに、適切ではない容器を使用している場合に、適切な携行缶を使用するように働きかけることが望ましい。	2.3.2	-	-	2021年次監査：2020年12月17日付で、消防法で定められている通りの適切な燃料の運搬容器の使用を徹底するように、県有林課から各林務環境事務所へ通知した。その後各林務環境事務所の担当者から請負業者に対し、都度指導を行っている。インタビューをした3事業者は、いずれも指導の内容を理解し、適切な燃料運搬容器を使用していたことを確認した。	解除	2021/10/21
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2020.3	観察事項	現在ヤシマNCSとグリーンガードを使用しているが、FSC-POL-30-001第3-0版の4.12.2と4.12.6項に従った環境・社会リスクアセスメントはまだ行われていない。FSC農業指針第3-0版が完全発効する2020年12月31日後に農業を使用する場合は、環境・社会リスクアセスメントを実施することが必要である。	FSC-POL-30-001 V3-0 4.12.2 & 4.12.6	-	-	2021年次監査：「県有林施業における農業使用要領」に記載されている、県有林での使用を認めている農業9種類(シカ忌避剤2種類、除草剤4種類、マツクイムシ対策3種類)について、2020年9月15日付で環境・社会リスクアセスメントを実施した。シカ忌避剤については、令和2年度からコニファーの使用をやめ、卵由来で毒性の低いランテクターに切り替えた。農業についてはできるだけ使用しないこととしている。除草剤は近年使用していない。シカ対策については、できるだけ防護柵を設置しているが、予算等の関係で一部の場所で忌避剤を使用している。	解除	2021/10/21

2021年第4回年次監査									
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2021.1	観察事項	原則2の基準のうち、新たに策定された基準(ILO中核的労働基準の遵守、男女平等の推進、ハラスメントの防止など)については、不適合の状況は確認されなかったが、改めて認識してもらうために、請負業者に周知することが望ましい。2.5.1に記載されている以下の項目が該当する。 2) 国際労働機関(ILO)中核的労働基準を構成する8つの条約の内容、意味の理解と適用(基準2.1)。 3) セクハラや男女差別の発見、報告(基準2.2)。	2.5.1	-	-	2022年:2022年6月21日、請負業者を対象とする研修会を開催した。FSCジャパン規格コーディネーターの三柴ちさとさんを講師に招聘して労働条件などに関する講演をもらった。その中でILO中核的労働基準やハラスメント防止について説明し労働現場での順守を求めた。サテライトの会場も設けて、2箇所で開催。請負業者47社のうち27社が参加した。研修の資料や参加者リストが記録されている。	解除	2022/11/18
観察事項 - 規格には適合しているが、将来的に不適合になる可能性がある。	2021.2	観察事項	苗木業者に対して、FSCの禁止農薬を周知し、県有林に供給される苗木に対して使用を避けることを奨励すること。また現在使用している農薬のうちFSCの禁止農薬に該当するものがあればそのリストを提出するよう要請すること。	FSC-POL-30-001 V3-0 Para 4.12 part 12, 13	-	-	2022年:2022年10月24日付けで県と取り引きのある11の苗木業者に通知を発送して、禁止薬剤のリストを送り、使っている場合は返信するよう伝えた。苗木業者へ調査した結果の使用状況一覧表を提示した。3種類の使用禁止薬剤を使用していることを伝えた。毎年すべての業者から苗木が納品されているわけではなく、再造林の樹種構成などによる。近年では植林の2年前にあらかじめ苗木の需要を知らせようとしている。ある苗木業者からの反応は、苗木と野菜を輪作して同じ薬剤を使用し続けると効果が減ったり、野菜に欠かせない薬剤もあったりすることであった。県内全域で2年前倒しで需給調整をしており、県有林にのみ使用するわけでないで、完全に薬剤の使用を廃止するのは難しいとのことであった。苗木業者の薬剤使用の実態が判明し、また県の意向も伝わった。	解除	2022/11/18
2022年更新審査									
			所見なし。						

3 認証審査の過程

3.1 審査日

更新審査日

2022年11月16日-18日

審査を実施するための人日数

6人日

3.2 審査チーム

1) 白石 則彦

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授を2021年3月に退職した。大学教員の前職は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた（筑波本所、および北海道支所）。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。課程博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

2) 瀨瀨 渉

瀨瀨渉は米国オレゴン州立大学農業科学部魚類野生生物学科を2004年に修了した（Master of Science）。専門分野は河川生態学、流域保全学である。その後リサーチアシスタントとして2005年までUSGS、USFSの研究調査に参加した。2006年より日本の環境アセスメント企業において森林、鳥類、哺乳類、魚類、水質、地質などの調査業務を歴任した。2011年よりアマタにて森林バイオマスの実証試験、生物多様性コンサルティングなどを担当。2016年にアマタ認証事業をサポートし、2019年よりアマタ認証事業のマネジメントおよび審査業務を担当している。

チームメンバーの履歴はウッドマークオフィスに保管されている。

3.2.1 報告書作成者

白石則彦

3.3 レポートピアレビュー

該当しない。

3.4 認証の判断

英語レポートAnnex11参照

3.5 審査の進め方の根拠

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

3.6 審査した事項および場所の選択理由

2022年11月16日

オープニングミーティング 9:00-9:30

書類審査 9:30-12:00

現地審査:13時出発 中北林務環境事務所管内

【491林班ろ1小班】高齢カラマツ人工林の搬出間伐地、新たに搬出路を作設。請負業者へのインタビュー。

【482林班い8小班】高齢カラマツ人工林の皆伐跡地、地拵えを終えてシカ柵を設置している。

2022年11月17日

現地審査:9:00出発 富士・東部林務環境事務所管内

【423-1林班ほ4小班】高齢カラマツ人工林の皆伐跡地、地拵えを終えてシカ柵を設置している。請負業者へのインタビュー。

【433林班り8小班】カラマツの3年生植林地。今年下刈りを実施した。問題なく成長している。

現地審査: 峡東林務環境事務所管内

【115林班に1小班】カラマツの3年生植林地。一貫作業で発注した。植栽および獣害防除ネットを設置。2020年にカラマツを2,200本/ha植栽。請負業者へのインタビュー。

【128林班い4、8小班】5年生カラマツ植林地。県職員へのインタビュー。

2022年11月18日

書類審査: 一般規準及びチェックリストによる再確認 8:30-15:30

クロージングミーティング 15:30-16:00

講評 16:00-16:30

3.7 規準

当該森林は日本国内森林管理規格チェックリスト(英語および日本語の最新版)を用いて審査された。規格のコピーは <https://jp.fsc.org/jp-jp/4-fsc/4-3/4-3-1-fm> で入手可能である。

3.7.1 規準の適合/修正

修正はなかった。

3.8 利害関係者との協議

3.8.1 利害関係者との協議の過程の概要

11人の利害関係者と連絡を取った。

2人から返事を得られた。

アンケートは2022年10月19日に送付され、11月9日までに回収された。

審査中に2回インタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

3.9 所見

所見は、ソイルアソシエーションチェックリストを用いて、体系的に記録される。完成したチェックリストは附則書類1として添付される。ソイルアソシエーションチェックリストの履行は、FSC森林管理の原則と基準の全ての基準の評価に基づいている。認証発行のためには、軽微な不適合のみが認められる。重大な不適合は事前条件として発行される。軽微な不適合は、条件や観察事項の発行につながる。事前条件と条件、観察事項は本レポートの2章に記載されている。

長所はチェックリストの中で4点または5点で示されている。3点がつけられた基準は、FSCの要求事項に準拠し、満たしていることを示す。基準レベルでの短所は、1点または2点がつけられたものであり、不適合事項と考えられる。これらの規準に対しては事前条件(得点1)または条件/観察事項(2点)が要求される。指標レベルで指摘された弱点は×がつけられている。

各不適合事項は、提示された改善要求事項(事前条件、条件、観察事項)の説明とともに、2章で詳しく述べられている。この章では条件を解除するために必要な行動についても詳細に述べられている。設定された条件については、設定された期限内に実行されなければならない、年次監査の際に評価され、報告される。年次監査の詳細については本レポートの6章を、また条件の解除については2章を参照。

3.10	課題 評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。
規準番号	課題 なし
3.11	結果、結論および推奨事項 付属文書1:規準及びチェックリストに記録された所見に基づき、また本レポート2章の改善要求事項を条件として、認証取得者の管理システムは、もし記述のとおり実施されれば、審査の範囲に含まれる全ての森林に対して、規準の全ての要求事項が満たされると判断される。そして、本レポート2章に詳細に記述されている改善要求事項を条件として、認証の範囲に含まれる全ての森林に対し、管理システムが継続的に実施されていることが、認証取得者によって示された。 FSC認証は表紙に示された期間で発行される。また年次監査で満足のいく結果が出されることを条件に継続される。

4 管理の背景

4.1 背景—森林管理団体が行う法的、管理、および土地利用の背景の概要

管理の背景

日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千5百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,410万ha、国土面積の約65%に該当する。

日本国内の森林の構成は、約784万ha(31%)が国有林、約280万ha(11%)が公有林(都道府県、市町村財産区)、約1444万ha(58%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。

自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、市町村から森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。私有林所有者の約半分は森林組合に所属している。

2001年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林法(1897年制定、1951年廃止・再制定、2011年改正)は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。さらに、森林組合法(1978年制定、2011年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。

森林法に基づき森林所有者又は管理者が5ヵ年森林施業計画(伐採・造林・保育)を作成し、市町村の長、知事または農林水産大臣の認定を得ることによって、優遇措置が講じられる。この制度は、計画的な施業を実施することで森林資源内容が改善されるとともに、林業経営基盤が確立され所得や資金計画も有利となる。森林所有者または管理者は、単独又は共同で森林施業計画を作成することができる。森林施業計画は、30ha以上のまとまりのある森林についての計画であり、所得税や相続税など税制上の特例が得られる。また、植栽、保育等の補助金がアップし、制度資金などの融資の利率の特例が受けられるなどの特典がある。

森林法は2011年に大きく改正され、2012年4月1日から施行された。森林所有者にとっては、森林施業計画から森林経営計画へと変更になったのが大きな変更点である。従来、所有者単位で施業地のみを対象とした計画が立てられていたが、地域の森林を集約化し、保護すべき森林も含め、原則として林班内で一定以上のまとまりをもった森林が計画対象となる。なお大規模所有者はこれまでと同様所有者単独での計画を作成することも可能である。また、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者も計画を作成できる。さらに、5年間の計画はより具体的なものとなり、その具体的計画に対して補助金や税制面での優遇措置が受けられるようになる。

このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫等防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。

2016年3月現在全国の森林のうち1,217万haが保安林に指定されている。(内訳としては水源かん養保安林が71%、土砂流出防備保安林20%、その他9%程度である。)これらの指定区域においても伐採は許可されているが、伐採の方法やその後の再生林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における林業活動には制限がある。

環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在32公園、213万ha(国土面積の5.6%)があり、国定公園については全国57公園、142万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在311公園、197万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14.6%に相当する。

国立公園および国定公園では、景観を維持するための保全の優先順位が高い順に、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域が指定される。それ以外の地域は普通地域である。

環境および社会経済的背景

地形、緯度、および太平洋、ユーラシア大陸東部、アジアモンスーンからの季節的影響などを受け日本の森林は大きく4つの林相に分けられる。北海道高緯度地域の亜寒帯林、北海道低緯度地域及び東北の冷温帯林、東北を除く本州及び九州に広がる暖温帯林、そして沖縄の小規模な亜熱帯林である。

人工林は、今日の日本の森林面積の約4割を占め、そのほとんどが第二次大戦後に植林されたという背景がある。主たる樹種としてはスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツがある。

急峻な地形上に広がる森林が多く、森林の治山機能が重視されている。また、日本文化における森林の位置付けは非常に重要である。

5 森林

5.1 管理の一般的背景

5.1.1 管理の区分と設立年

現在の山梨県有林は、県議会の要望により、明治44年3月11日、見込面積16万4千haにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。

5.2 保有権

5.2.1 第三者の保有権及び使用権

土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。

従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。

また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。

5.2.2 森林所有者／管理者の他の活動や管理地域

山梨県林政部には県有林課のほか森林整備課、林業振興課、治山林道課などの課と中北、峡東、峡南、富士・東部の各林務環境事務所、そして森林総合研究所があり、野生鳥獣の管理、森林ボランティアの支援、私有林の経営管理の支援、県産材の利用推進、保安林や林道の管理、治山事業などを行っている。

5.2.3 土地利用の歴史

山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。

特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付ニ関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。

明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。

そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2021年からの第4次管理計画では、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「林業の成長産業化の実現への寄与」を経営の基本方針とし、管理を行っている。

5.3 森林管理の概要

5.3.1 管理組織の構成

山梨県森林環境部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者による入札で施業が実施されている。

5.3.2 管理システムの説明

5.3.6参照

5.3.3 全管理地域および主要な区域

県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積446,527haの35.4%、県森林面積347,436haの45.5%にあたる158,225haを占めている。そのうち、貸地等を除く144,000haが、本認証の対象地である。

県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。

県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、31,061であり、平均面積はそれぞれ161.78ha、5.09haである。

5.3.4 森林構成および森林生産

1.4.3-5も参照。

山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖帯上部から寒帯上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯(暖温帯、標高600m以下)の常緑広葉樹林(シラカシ林)、山地帯(冷温帯、標高600~1,800m)の落葉広葉樹林(ブナ林)、常緑針葉樹林(ウラジロモミ・コメツガ林)、亜高山帯(亜寒帯、標高1,800m~2,400m)の常緑針葉樹林(シラベ・オオシラビソ林)、高山帯(寒帯)の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。

人工林について見ると、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ14%、シラベ8%、広葉樹7%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した11齢級から12齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。

林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。

5.3.5 管理目的

県有林の管理にあたっては、持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGsや新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式等、近年の社会、経済情勢の変化を踏まえ、次の2点を基本方針としている。

○国際基準に基づく森林管理の推進

ー森林が有する多様な森林の機能の強化・利活用ー

FSCが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。

○林業の成長産業化の実現への寄与

ー効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進ー

県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用機を迎えた森林資源の循環利用を推進します。

また、計画の基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて県有林の管理経営にあたることとしている。

(1) 国際基準に基づく森林管理の推進

- ① 水土保全機能の強化
- ② 保健休養機能の利活用促進
- ③ 県産FSC認証材のブランド化

(2) 林業の成長産業化の実現への寄与

- ① 充実した森林資源の有効活用
- ② 効率的な森林施業の推進
- ③ 広葉樹資源の利活用を推進

5.3.6 林業／森林管理システム

5.3.6a 概要

県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。

主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材(10.5cm角以上)、集成材利用適寸材(10.5cm角以上)、広葉樹家具・木工用材(丸太径30cm以上)とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。

樹種	利用未口 径級 (cm)	利用 径級 (cm)	伐期齢	
			地位 (上)	地位 (中)
スギ	18	20	30	45
ヒノキ	18	20	40	60
アカマツ	18	24	35	55
カラマツ	18	24	35	50
シラベ	20	24	45	55
モミ外針葉樹	20	24	40	65
広葉樹	30	36	60	110

5.3.6b 更新

人工植栽による更新: 34,000 ha

天然更新: 110,000 ha

5.3.7 基本的な収穫技術

収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。

5.4 持続的収穫

5.4.1 年間可能伐採量 (m³/年)

288,964 m³

5.4.2 収穫予想の基となる前提およびデータ

県有林の森林簿を基に、収穫予想表を使用して短中長期的な収穫計画を立てている。

5.4.3 量、種に関する年間収穫の理論

標準伐採量および標準更新面積は、収穫量が将来にわたり保続し、かつ、更新面積に著しい増減がないよう配慮して保続計算により算出している。保続計算は施業方法の類似している作業団を包括して行う。人工林については、利用径級以上のものを伐採対象とする。現在の標準伐採量は85,000m³/年と計算されており、年間成長量288,964m³/年を下回り、森林収穫の保続には影響はない。

5.4.4 過去の生産

平成14年度 27,008m³
平成15年度 32,208m³
平成16年度 31,367m³
平成17年度 47,165m³
平成18年度 51,106m³
平成19年度 41,583m³
平成20年度 42,702m³
平成21年度 54,268m³
平成22年度 53,663m³
平成23年度 58,675m³
平成24年度 54,661m³
平成25年度 50,868m³
平成26年度 62,390m³
平成27年度 57,741m³
平成28年度 64,217m³
平成29年度 67,531m³
平成30年度 68,849m³
令和元年度 74,625m³
令和2年度 79,076m³

5.4.5 現在の生産

令和3年度 82,546m³

5.4.6 計画されている生産

上記標準伐採量に基づいた量での伐採が行われる予定。単年度での増減はあるが、中期的には標準伐採量を超えない伐採量となる計画。

5.5 環境及び生物多様性

5.5.1 環境保護

山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500m級から3,000m級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県(富士川)や神奈川県(相模川)、東京都(多摩川)など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。

気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で-2.7℃～夏季で22.4℃、河口湖において-6.7℃～17.6℃と地域・標高により違いが見られる。

年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山麓は全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。

地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・八ヶ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。

植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、ブナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。

豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。

5.5.2 稀少種・絶滅危惧種の特定と保護のための管理戦略

2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。

GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。みどり自然課で情報を管理している。

「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類(2015.4)、希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。

県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。すでに判明している生息域については、前年度に伐採計画をたてるため、事前にみどり自然課に照会することを計画している。

請負業者に対しては希少種の研修を行っている。

5.5.3 存在する高い保護価値の説明

9.1.1参照

5.5.4 化学薬品の使用—前年の全ての化学薬品の使用量記録及び使用の理由

毎年の化学薬品使用量については各年次監査の項目を参照。

5.6 社会及び地域の事項

山梨県の人口は80万5千人(令和3年10月時点)であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、3月のモモの花の時期には多くの人々が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。

四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさんの登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地であり、避暑地としても名高く、夏には多くの人々が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここでは重要な役割を果たしている。

5.7 モニタリング活動の概要

森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域(北杜市須玉町の塩川ダム上流域)で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。

また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レインジャー、富士山レインジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。成長量に関しては、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。

5年に一度の管理計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、県有林に対する県民の意識を調査している。

各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。

5.8 その他の活動

5.8.1 管理地域内で行われている林業以外の活動の概要

登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。

5.8.2 影響

森林管理への影響は基本的にない。

5.9 製品の追跡、識別

5.9.1 評価された森林からの、認証・非認証製品が混入するリスクの鍵となる場所

立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。

5.9.2 管理システム - 原料の流れを管理するためのシステムと文書
県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。

5.9.3 認証森林製品の識別
立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。
市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。

5.9.4 森林・COCの認証対象が終わる点
立木での販売または市場での販売である。

5.9.5 森林管理者による二次加工
山梨県は加工を行っていない。

5.10 地図
付属文書参照

5.11 認証範囲からの除外及び部分認証
除外 (FMUの一部が除外されている)
部分認証 (認証申請者 (取得者) が、その他のFMUに関して一定の責任を持つ)
所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林とその面積については基本情報1.4.17 参照。

5.11.1 FSC-POL-20-003 認証範囲からの特定地域の除外
除外されている地域はないため、この指針については評価対象外。

5.11.2 FSC-POL-20-002 「大規模森林所有者の部分認証」について評価されたFMUがあるか。

貸地は、他の組織に貸与されており、県の管理外にある。土地は県が所有しているが、上木は他の組織や人が所有している。したがって、県は森林を管理する権利がない。この制度は、土地を持たない人々が土地を借りて木を植え、管理することができるように、日本では非常に一般的である。認証申請者と同じ法人が所有する別の森林における管理が、FSCの原則と規準に遵守する意欲や義務を欠如しているとの証拠はない。

5.11.3 認証対象の活動や製品と、非認証対象の活動や製品について取り間違えを防ぐために整えられている管理方法についての説明:
森林は他の団体や人々によって所有されているため、他の所有者の森林と同じように、山梨県が貸地から木材を収穫または輸送することは不可能である。したがって、認証材と非認証材を混ぜ合わせる機会はない。県は、県有林の木材だけを認証材として収穫して輸送する。

NFSS タイトル:
FSC FM 国内規格
文書参照コード:
FSC-STD-JPN-01.1-2020
地理的な範囲:
国内
森林の範囲:
すべての森林の形態と規模(生態系サービスを含む)
発行日:
2020年12月1日
前回監査時からの変更点の概要
前回の審査から変更はなかった。

各FSC原則の概要	Y/N	CAR #
原則* 1: 法令の順守 組織*(個人も含む森林*経営・管理者)は、すべての適用可能な法令*、規制、及び国が批准*している国際条約を順守しなければならない。		
原則* 2: 労働者*の権利と労働環境 組織*は、労働者*の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない。 注:労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。		
原則* 3: 先住民*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民*の法的*及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。 注:本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。		
原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。(V4 原則*4)		
原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。(V4原則*5)		
原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4原則*6)		
原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*及び関心の高い者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。(V4 原則*7)		

<p>原則* 8:モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行わなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則*8)</p>		
<p>原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。(V4 原則*9)</p>		
<p>原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則*と基準*に合致するものであること。(新規)</p>		

FSC ref	審査	原則/基準	Y/N	CAR #
---------	----	-------	-----	-------

	セクションA: FSC® トレードマーク使用			
	FSC-STD-50-001 認証取得者によるFSCトレードマークの使用に関する要求事項			
A1	すべての製品用トレードマークのデザインはFSCトレードマーク要求事項に従っている。 例：SAに2018年5月5日に承認された丸太へのタグでのラベル使用			
更新審査	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。		N/A	
第1回年次監査				

A2	すべての広告宣伝用トレードマークのデザイン（ウェブサイト、看板、販売伝票、ニュースレターなどを含む）はFSCトレードマーク要求事項に従っている。			
更新審査	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降12件の申請があった。例：2022年7月5日承認月間「木材情報」、2021年10月29日承認 FSCフォーラム チラシ、など。		Y	
第1回年次監査				

A3	すべてのFSCトレードマークのデザインはソイルアソシエーションにより承認されている。		
更新審査	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降12件の申請があった。例：2022年7月5日承認月間「木材情報」、2021年10月29日承認 FSCフォーラム チラシ、など。	Y	
第1回年次監査			

1.1	組織*は、特定された活動について法的権限のある*当局により文書による許可を受け、明確で文書化された、疑義のない法的*登記(登録)*がされている法的組織でなければならない。(新規)		
	1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は、組織*が法的な権限を有して行っており、それらは全て文書化され、紛争*の対象になっていない。		
更新審査	森林法に基づき、森林所有者またはその他権限を持つものが森林を管理することができる。山梨県は森林所有者として県有林を管理している。このことに対する紛争はない。 所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。	Y	
第1回年次監査			

	1.1.2 組織*の法的*な権限は、法的*に定められた手続きに従って規制当局によって与えられている。		
更新審査	森林法に基づき、森林を管理できるものは森林の所有権を持つ団体・個人である。民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記を行う。立木ニ関スル法律に基づき、立木を土地と分離して不動産登記する場合もあるが、当県では該当しない。 法務省の下の方務局により登記手続きがなされている。	Y	
第1回年次監査			

1.2		組織*は、管理区画*の法的位置付け*が明確であることを実証しなければならない。これには、保有権*と使用権*及び境界を含む。(V4基準*2.1)		
		1.2.1 認証範囲の資源を管理、使用するための法的*な保有・使用権*が文書化されている。		
	更新審査	所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。 恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。登記簿は手続きをすれば閲覧可能である。争議はない。	Y	
	第1回年次監査			

		1.2.2 法的*な保有・使用権*は、法的*に定められた手続きに従ってまたは慣習等に基づく何らかの根拠により与えられている。		
		注：先住民族*及び地域社会*の法的*、慣習的な保有・使用権*についてはそれぞれ指標*3.1.2と指標*4.1.2で文書化または地図化することが求められている。		
	更新審査	民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記が行われている。	Y	
	第1回年次監査			

		1.2.3 組織*は、以下a)、b)を共に満たさなければならない： a) 管理区画*の境界は正確な地図上で明確である。 b) 管理区画*の境界は現地で確認できる。 注：地籍調査が終わっていないところでは、地図上及び現地での境界について利害関係者*すべてが合意していること。		
	更新審査	a)事業図で示されている。地図は正確で明確である。GISも整備されている。 b) 境界延長は2,544.519kmある。最新の県資料により確認した。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。 貸地が返地され認証林に組み込まれる林分があるが、貸地の時点で境界は明確にされているため、返地されてからも境界に問題はない。 現地でも境界杭が設置されている個所を確認した。	Y	
	第1回年次監査			

1.3		組織*は、組織*と管理区画*の法的位置付け*に応じた法的*な権利を有しており、適用可能な国の法令*や地域法*と規則、及び行政による要求事項に適合した活動を行わなければならない。法的*な権利には管理区画*内からの林産物の収穫及び/または生態系サービス*の供給が含まれる。組織*はこれらの権利や義務に伴う、法的*に定められた料金を支払わなければならない。(V4基準*1.1、1.2、1.3)		
		1.3.1 管理区画*におけるすべての活動は以下に適合して行われている。 1) 適用可能な法令*、規則、行政上の要求事項 2) 法的*な権利及び慣習的な権利* 3) 義務的行動規範*		
		注: 管理者及び各分野の責任者が関連する法令等の必要項目を把握していること。		
	更新審査	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法に基づく森林計画制度に沿って作成されている。 以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。 森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然公園法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規程 労働安全衛生法 農薬取締法 林業種苗法 分収林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。	Y	
	第1回年次監査			
		1.3.2 森林*管理に関連する法的*に定められた税金や料金はすべて定められた期限内に支払われている。		
	更新審査	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜県有財産保護の責任ある団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。固定資産税に代わるものとしての意味合い。 請負事業者への支払関係の書類は各林務環境事務所にて保管している。	Y	
	第1回年次監査			
		1.3.3 管理計画*に含まれる活動は適用可能な法令*に適合するよう設計されている。		
	更新審査	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法の定める森林計画制度に沿って作成されている。 法令に変更があった場合は、職員へは通知文で回覧、事業活動に関しては関係団体を通じて通知し周知している。	Y	
	第1回年次監査			

1.4		組織*は、違法または許可のない資源利用や居住、また、その他の違法行為から管理区画*を体系的に守るための対策を立て、実施し、及び/または規制機関と連携しなければならない。(V4基準*1.5)		
		1.4.1 違法または許可のない伐採、狩猟、釣り、罟、採取、居住やその他の許可のない行為からの保護*措置が取られている。		
	事前審査 更新審査	保護団体(財産区や保護組合)による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が毎年行われている。 森林巡視事業で巡視員を毎年指名して巡視している。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地でも未許可の行為は観察されなかった。	Y	
	第1回年次監査			

		1.4.2 違法行為からの保護*が規制機関の責任下にある場合は、これら規制機関と連携して不正行為や違法行為を発見、報告、規制、抑止する仕組みが実施されている。		
	更新審査	山梨県自身が行政機関として違法行為からの保護を行っている。	Y	
	第1回年次監査			

		1.4.3 違法行為や不正行為が発見された場合は、対策がとられ対処される。		
	更新審査	上記対策が実行されている。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 なお、現地査察でも未許可の行為は観察されなかった。	Y	
	第1回年次監査			

1.5		組織*は、管理区画*内から林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国の法令*や地域法、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守しなければならない。(基準*1.3)		
		1.5.1 林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国や地域の法律*、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守している証拠がある。		
	更新審査	日本では木材運搬のための特別な法律はなく、過積載を禁止する道路交通法が該当する。 法令を守り運搬を行っている。 委託伐採の際には、請負業者は法令を遵守するという契約になっている。 立木の売り払い先である素材生産業者による運搬は素材生産業者の責任となる。	Y	
	第1回年次監査			

		1.5.2 ワシントン条約規定への適合が示されている。これには対象種の伐採・採取、取引許可証の保有が含まれる。		
		注:ワシントン条約の日本国内法である種の保存法では、同法で認められている場合を除き、希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷又は損傷は禁止されている。		
	更新審査	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	N/A	
	第1回年次監査			

1.6		組織*は、裁判外で迅速に*解決することができる成文法*や慣習法*に関わる紛争*は、利害関係者*との協議*により特定、防止、解決しなければならない。(V4基準*2.3)		
		1.6.1 影響を受ける利害関係者*との慣習に合った*方法での協議*により作成され、入手可能な*紛争*解決手続(苦情処理手順)を備えている。		
	更新審査	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されています。広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられています。また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。森林・林業関係では特にクレームはない。境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
	第1回年次監査			

		1.6.2 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*で、裁判をせずに解決することができるものは、迅速に*対応され、すでに解決済みか、紛争*解決手順により処理されている。		
	更新審査	現在は紛争は発生していない。	Y	
	第1回年次監査			

		1.6.3 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる: 1) 紛争*解決のためにとられた一連の措置。 2) すべての紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決に向けた方法。		
	更新審査	現在は紛争は発生していない。もし発生すれば記録される仕組みである。	Y	
	第1回年次監査			

		1.6.4 1.6.4 以下の条件に該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止される： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
	更新審査	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからも起こる可能性はほとんどないと考えられる。 また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。	Y	
	第1回年次監査			

1.7		組織*は、金銭やその他のあらゆる形態で贈収賄をしないという誓約を公開*しなければならない。汚職防止法が存在する場合にはこれを順守しなければならない。汚職防止法が存在しない場合は、管理活動の規模*と強度*、また汚職のリスク*に応じ、汚職防止のための他の手段を講じなければならない。(新規)		
		1.7.1		
		注:「FSCの原則*と基準*を遵守する」あるいは「法令を遵守する」という方針だけではこの要求を満たすのに十分ではない。		
	更新審査	地方公務員法第33条で信用失墜行為の禁止が規定されている。地方公務員である県職員が贈収賄をしてはならないことは周知の事実である。	Y	
	第1回年次監査			

		1.7.2 方針は関連する法令を満たすかそれ以上の水準である。		
	更新審査	日本の汚職取り締まりの法令は刑法(贈収賄や公務員職権乱用など)、不正競争防止法などが該当する。地方公務員の場合は地方公務員法で規定されており、遵守されている。刑法の取り締まり基準より厳しいものである。	Y	
	第1回年次監査			

		1.7.3 方針は無償で入手可能*である。		
	更新審査	地方公務員法の条文は誰でもウェブ上で閲覧できる。 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261)	Y	
	第1回年次監査			

		1.7.4 贈収賄、強制的行為やその他の汚職行為がない。		
	更新審査	第三者からの情報を含め汚職行為の報告はない。	Y	
	第1回年次監査			

		1.7.5 汚職が起こった際は、改革がとられており、確実に再発を防止するための仕組みが構築されている。		
	更新審査	汚職は起きていない。	Y	
	第1回年次監査			

1.8		組織*は、管理区画*の中でFSCの原則*と基準*及び関連する指針や規格を長期*にわたり厳守することを示さなければならない。この公約は無償で入手可能*な文書に含まなければならない。(V4基準*1.6)		
		1.8.1 経営層により承認された文書化された方針には、FSCの原則*と基準*及び関連する指針や規格に準じた森林*管理を行うという長期*誓約が含まれている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画で謳っている。P36「国際基準に基づく森林管理の推進」。	Y	
	第1回年次監査			

		1.8.2 方針は無償で入手可能*である。		
	更新審査	県有林管理計画はウェブ上で誰でも閲覧可能である。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
	第1回年次監査			

2		原則2: 労働者の権利と労働環境 組織*は労働者*の社会的および経済的幸福を維持または向上させるものとする。		
		注: 労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。		
2.1		組織*は、国際労働機関(ILO)中核的労働基準を構成する8つの条約に基づき、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年)」に定められる労働の原則と権利を尊重*しなければならない。(V4基準*4.3)		
		2.1.1 雇用慣行や雇用条件は、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年)において定められている8つのILOの中核的労働基準を満たしている、または尊重*している。		

		注:これによって、結社の自由及び団体交渉権が保障され、強制労働、児童労働、雇用及び職業における差別等が排除されている。		
	更新審査	<p>労働者の権利は労働基準法などの国内法で定められており、遵守されている。</p> <p>県職員:地方公務員の採用基準があり、児童労働は発生しない。強制労働、差別も法律、規則に基づき防止されており、発生していない。公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。</p> <p>請負業者:雇用条件の確認については厚生労働省山梨労働局の管轄になり、県有林課が直接確認する権限はないが、強制労働や差別の話はこれまで聞いたことがない。請負業者からは雇用状況の調書の中で、年齢を含む被雇用者のリストを年に1回提出してもらっている。また現地訪問の際にも児童労働や強制労働の事実がないことを確認している。</p> <p>請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。みな小規模事業者なので労働組合はないと思われる。</p> <p>森林整備組合、素材生産業者組合があるため、要望があればそれらの組合から県に意見が提出される。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		2.1.2 組織*は、あらゆる形態での強制労働を排除している。		
		<p>2.1.2.1 雇用関係は、自発的かつ相互同意に基づいており、罰則の脅威はない。</p> <p>2.1.2.2 強制労働を示すいかなる慣行の証拠もない。これには以下のものを含むが、これに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 物理的、及び性的暴力 • 奴隷（債務）労働 • 雇用手数料の納付や雇用開始のための保証金の支払いを含む賃金の天引き • 移動の制限 • 旅券や身分証明書の留保 • 当局に対する告発の脅迫 		
	更新審査	強制労働は行われていない。管理者、請負業者への聞き取りで確認した。	Y	
	第1回年次監査			

		2.1.3 組織*は、雇用及び職業において差別がないことを保証している。		
		2.1.3.1 雇用および職業*慣行は差別的ではない。		
	更新審査	請負業者へのインタビューでは差別は確認されなかった。	Y	
	第1回年次監査			

		2.1.4 組織*は、結社の自由及び団体交渉権を尊重している。		
		2.1.4.1 労働者は自らの選択により労働者団体*を設立または同組織に加入することができる。 2.1.4.2 組織*は、労働者が労働者団体*を設立、組織に加入、あるいはこれを補助する合法的な活動に従事する権利、あるいはこれらを控える権利を尊重する。これらの権利を行使することにより労働者を差別したり、処罰したりすることはしない。 2.1.4.3 組織*は合法的に設立された労働者団体*および/または正式に選ばれた代表者と誠意を持って*交渉し、団体交渉* 合意に至る最善の努力をする。 2.1.4.4 団体交渉*による合意が存在する場合は、それが実行されている。		
	更新審査	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	Y	
	第1回年次監査			

2.2		組織*は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、協議*過程、事業活動において男女平等*を推進しなければならない。		
		2.2.1 雇用、教育訓練機会、契約発注、業務提携、管理活動において男女平等*を推進し、男女差別を防ぐ仕組みが機能している。		
	更新審査	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。 請負業者：女性労働者はいるが、男女差別があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	第1回年次監査			

		2.2.2 雇用や昇進の機会は男女同じ条件で開かれており、女性はすべてのレベルの雇用に積極的に参画できるように奨励されている。		
	更新審査	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。雇用や昇進の機会は男女同じ条件である。 請負業者：男女差別の話はない。女性経営者も数名いる。	Y	
	第1回年次監査			

		2.2.3 女性が行うことが多い作業(苗畑、育林*、非木材林産物*の収穫、計量、梱包など)は、男性が行うことが多い作業と同様の水準で教育訓練及び安全衛生プログラムが適用されている。		
	更新審査	現場作業を行うのは請負業者である。現在女性が行うことが多い作業は特にな い。男女関わらず仕事の内容に応じて教育訓練がなされていることを、雇用状況 調書の中の、免許取得状況、救命救急講習の受講履歴など特別講習や安全教育 の受講状況で確認している。	Y	
	第1回年 次監査			

		2.2.4 同じ仕事をしている男女には同一の賃金が支払われている。		
	更新審査	県職員：賃金は地方公務員法の給料表等で決められている。男女による差はな い。 請負業者：労働局管轄となるが、男女間で差別的な扱いがあるという話は県では 聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	第1回年 次監査			

		2.2.5 女性を含むすべての労働者*が安全に賃金を受領できるように、互いに合意され た方法(銀行直接振込み、学費の直接支払いなど)で賃金の支払いが行なわれて いる。		
	更新審査	県職員：男女問わずすべての職員に対し、法律に基づき定められた日に、銀行振 り込みで支払われている。 請負業者：労働局管轄となるが、男女問わず賃金の支払い方法に問題があるとい う話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	第1回年 次監査			

		2.2.6 母親への産前産後休業や育児休業は労働基準法に則り与えられている。いかな る場合でも最低6週間産後休業が保証されている。		
	更新審査	県職員：産前産後休業や育児休業は労働基準法や山梨県条例に従い与えられて いる。「山梨県職員子育てハンドブック」で周知されている。 請負業者：労働基準法に従っている。問題があるという話は県では聞いたことがな く、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
	第1回年 次監査			

		2.2.7 育児介護休業法に従い、父親は不利益を被ることなしに育児休業が利用可能である。		
	更新審査	県職員：男性職員の育児参加休暇も推進されている。取得事例も多い。 請負業者：労働基準法に従っている。	Y	
	第1回年次監査			

		2.2.8 妊娠中や子育て中の労働者*にやさしい仕組みの整備に努めている。(例：フレックスタイムや在宅勤務の導入、体力的な負担の少ない代替りの仕事の割り当てなど)		
	更新審査	県職員：育児短時間勤務、育児休暇の制度がある。テレワークも可能である。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、請負業者には育児世代が少ない。	Y	
	第1回年次監査			

		2.2.9 会議、管理委員会、及び意思決定の場には男女共に参加するよう働きかけられ、平等な機会が与えられている。		
	更新審査	県職員：男女に関わらず、会議等には役職等に応じて必要な人が参加している。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、県との連絡は男女に関わらず役職者が対応している。	Y	
	第1回年次監査			

		2.2.10 セクハラやマタニティ・ハラスメント、性別、配偶者の有無、子供の有無、性的指向に基づく差別に関して関係機関と協力し、プライバシーに配慮しながら公平に処理、解決する効果的な仕組みがある。		
		ガイドライン：小中規模の組織*では、労働者*に自治体の相談窓口を知らせていけばよい。「関係機関と協力し」という表現の背景には、組織*の経営層そのものが不公平な処理の原因となり得ることも多く、これらの繊細な問題の解決のためには関係外部機関の協力が重要であるという点がある。		
	更新審査	県職員：山梨県職員ポータルに目安箱があり、ハラスメントについて人事課に相談できる。各部にハラスメントの相談担当者が配置されている。最終的には人事課で解決する仕組みが整えられている。ハラスメントの事例はない。 請負業者：ハラスメント事例の報告はない。もしあれば、相談できる労働局などの公的な窓口がある。	Y	
	第1回年次監査			

2.3		<p>組織*は、労働安全衛生上の危険から労働者*を守るために安全衛生活動を実施しなければならない。この活動は規模*、強度*、リスク*に応じるとともに、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない。(V4基準*4.2)</p>		
		<p>2.3.1 組織*は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない： a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。 b) 安全衛生に関する法規制を把握しており、規制機関と連携し、労働者*へのそうした情報が周知されている。 c) 作業内容の危険度(リスク*)に応じて、安全衛生に関する法令を満たすか、それを超えるような方針及び規定またはマニュアルをもっており、実施されている。</p>		
		<p>注:これには、ハチの抗体検査、聴力を含む健康診断、救急用具の現場への携帯、緊急用通信手段の確保、熱中症の予防対策、リスクアセスメントや安全講習・研修の実施が含まれるがこれらに限らない。</p>		
	更新審査	<p>a)労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者には責任があることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者(現場代理人)も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法(労働安全規則)、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各地域事務所で日常的に林災防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林災防が「労働災害の防止対策」の研修を実施。専門研修でも安全に関する研修実施(2022年11月18日予定)。 各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。 みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2021年度の研修実績一覧を確認した。 現場審査での請負業者の作業員へのインタビューではすべての作業員が毎年ハチの抗体検査を受けており、必要に応じてエピペンを携帯していること、必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みということで対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.2 組織*は、請負業者、ボランティア*、研修生を含めた労働者*同様の森林*管理作業に携わる者が、作業種に適し、定期的に整備された、ILOの定める基準またはそれと同等の安全性をもつ装備を使うことを義務付けている。		
		注1:放射能汚染の危険性が高い地域では、マスクやその他の保護具の着用により、ほこりの吸い込みなどによる労働者*の内部被ばくやその他の悪影響から防護されている。 注2:ILOの基準に沿った入手可能な安全装備が現場の状況に合わない場合、より適切で安全と考えられる安全装備を使うことができる。 注3:組織*の直接の管理下でないボランティア*が危険の伴う作業に携わる場合、組織*は最大限安全の確保に努めるよう指導する。		
	更新審査	事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/test_20090106.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2022年11月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.3 行われる施業について、該当する保険(労働災害*保険、ボランティア*保険など)を完全に適用している。		
	更新審査	指名競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。 県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおきる。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.4 林業労働災害*の記録は保持され、更新されている。これには、労働災害*の起きた状況、事故の原因、休業日数、労働災害*保険制度の利用記録を含む。		
	更新審査	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。 過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。 2021年度には2件の事故災害があった。2021年6月3日の滑落事故、2022年1月18日の伐倒中の事故の診断書など一連の記録を確認した。労基署にも届けられており労災保険が適用された。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.5 労働災害*に伴う休業の際の手当ては支給されている。		
	更新審査	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.6 国内林業の平均水準と比較して労働災害*の頻度と重篤性は低い。		
		注:国内林業の平均水準との比較には、厚生労働省の労働災害*統計の度数率または強度率等を用いることができる。		
	更新審査	2021年度の県有林事業の死傷年千人率は5.6(年間で2名/354名)であった。2021度の全国平均は24.71に比べて十分に低い。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.7 安全衛生レベルは継続的に向上しており、労働災害*はないか、あるいは減少傾向にある。		
		注:これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくなければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
	更新審査	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。 山梨県では、事業量は増加傾向であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.8 重大事故が発生した場合は、必要に応じて安全衛生活動が見直されている。		
		注:ここでは重大事故とは、死亡事故および休業4日以上 ^の 事故について言うものとする。		
	更新審査	労働監督署から是正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防(林業・木材製造業労働災害防止協会)の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.9 現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みがある。		
	更新審査	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。今年度は2022年11月18日に実施している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.10 労働者*同様の林業作業に従事するボランティア*や研修生には労働者*同様の安全衛生環境を整え、安全衛生面での適切な*監督を行っている。		
	更新審査	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」を県有林管理計画で定めている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。	Y	
	第1回年次監査			

		2.3.11 組織*は、放射能汚染リスクが高いと疑われる地域においては、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、利害関係者*と協議*し、森林*の放射能汚染に関連する労働者*の安全衛生を保障している。		
	更新審査	そのような地域は山梨県内では存在しない。	N/A	
	第1回年次監査			

2.4		組織*は、林業界での最低水準の賃金あるいは合意された賃金や生活賃金*があり、それらが法的*な最低賃金を超える場合は、それ以上を支払わなければならない。このような賃金の指標が存在しない場合は、労働者*との協議*を通じ*、生活賃金*を決める体系を作らなければならない。(新規)		
		2.4.1 支払われる賃金は、都道府県の定める最低賃金以上である		
		注：作業に必要な経費を労働者*が負担する場合は、賃金からその必要経費を差し引いた実質賃金が考慮される。		
	更新審査	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。発注の際の積算は県の設計労務単価および技術者基準日額に従っている。これは最低賃金等を上まわっている。	Y	
	第1回年次監査			

		2.4.2 組織は、労働形態に応じ、労働者の生活賃金を保証している。		
		注：該当する場合は、地方公共団体の公契約条例*等を参考にする。また、同じ地域内の類似業種における賃金水準を目安とすることができる。		
	更新審査	国で定められている作業単価をもとに、林政部が労務単価を決めている。この労務単価は生活賃金を十分上回る水準である。	Y	
	第1回年次監査			

		2.4.3 賃金、給与、契約報酬は遅延なく支払われている。		
	更新審査	請負業者の給与支払い状況の確認は、労働局の管轄となるが、これまで賃金支払いの遅延などの話はきいたことがなく、そのような事実を確認したこともない。	Y	
	第1回年次監査			

2.5		<p>組織*は、管理計画*に従ったすべての管理活動を安全で効果的に実施するために、労働者*が仕事に応じた教育訓練と管理者の監督を受けていることを示さなければならない。(V4基準*7.3)</p>		
		<p>2.5.1. 以下の該当する項目が行われるよう、関連する作業の責任者は教育訓練を受けなければならない： 1) 森林*施業についての法令の順守(基準*1.5)。 2) 国際労働機関(ILO)中核的労働基準を構成する8つの条約の内容、意味の理解と適用(基準*2.1)。 3) セクハラや男女差別の発見、報告(基準*2.2)。 4) 健康被害を回避するための有害物質の安全な使用と廃棄(基準*2.3)。 5) 安全衛生についての新人研修(基準*2.3)。 6) 定期的な安全衛生研修、スキルアップ研修(基準*2.3)。 7) 特に危険な作業や特別な責任が伴う作業の遂行(基準*2.5)。 8) 先住民族*が管理活動に関連する法的*及び慣習的な権利*をもつ場所の特定(基準*3.2)。 9) 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)及び「原住民及び種族民条約(ILO 169号条約)」の関係する要素の特定及び実施(基準*3.4)。 10) 先住民族*にとり、文化、生態、経済、宗教あるいは精神の観点から特別な意味を持つ場所を特定、及び森林*施業の開始前に、これらの場所への悪影響を防ぎ、保護*するための対策の実施(基準*3.5及び4.7)。 11) 管理活動を行う上で地域社会*が持つ法的*及び慣習的な権利*の特定(基準*4.2、指標*4.2.1)。 12) 社会、経済及び環境の影響評価*と、悪影響の低減措置の実施(基準*4.5)。 13) 指標*5.1.3により組織*が生態系サービス*に関してFSCの広告宣伝を行う場合は、効果を謳っている生態系サービス*の維持、向上に関する活動の実施(基準*5.1)。 14) 農業*の取扱、使用、保管(基準*10.7)。 15) 液体廃棄物*流出の際の適切な*処理方法の実施(基準*10.12)。</p>		
	更新審査		Y	
	第1回年次監査	<p>森林総合研究所で研修を行っている。今年度は2021年10月18日に労働災害の防止対策研修、また県有林課としても2022年6月21日に県林政部職員、林業事業者、森林組合等を対象に「県有林の適切な森林管理において求められるもの」というタイトルで労働全般に関する内容も含めた研修会を実施した。</p>		

		2.5.2 すべての労働者*について教育訓練の記録が最新の状態で保管されている。		
	更新審査	令和3年度以降の研修記録一覧を確認した。 県職員の記録は全て保管されている。 県が実施する事業体研修においては参加者の氏名を記録に残している。2022年6月21日に実施された前記「適切な管理」の研修の参加者リストを確認した。県は年に一度、雇用状況調査で事業体の資格を確認している。入札に関して最近では電子入札制度を取っており、システムに入るためには必要な資格を持っていることが要件となっている。	Y	
	第1回年次監査			

2.6		組織*は、労働者*との協議*を通じ、労働者*の苦情、業務上疾患*や労働災害*、個人的資産への損害や損失に対しての公正な補償*に対する制度を備えなければならない。(新規)		
		2.6.1 慣習に合った*方法で労働者*との協議*の下*に作成された紛争*解決手続がある。		
	更新審査	公務員：地方公務員法の中で、不利益処分に対する審査請求の規定がある。山梨県職員ポータルに目安箱があり、職員はいつでも苦情を提出することができる。 請負業者：会社内での苦情処理手順については労働局の管轄となる。請負業者から県に対しては、これまで苦情はない。県の事業はすべて入札により行われているため、明示されている発注条件に合意できない場合には入札に参加せず、合意した場合にのみ入札に参加する仕組みだからである。設計の段階で質問等があれば必要に応じ協議する。落札業者とは契約書を交わし、その契約の内容に従って事業を実施してもらう。災害発生時など、万が一契約後に設計内容が変わる場合は、書面で変更内容を取り交わすが、基本的には契約後に設計変更をしたり追加の要求をしたりすることはない。契約した内容を履行してもらう関係なので、契約後に請負業者から苦情を受け付ける仕組みはないが、担当職員と請負業者は必要に応じ都度連絡を取り合っており、何かあれば相談できる。	Y	
	第1回年次監査			

		2.6.2 労働者*の苦情は特定され、すでに解決しているか紛争*解決手続の最中である。		
	更新審査	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
	第1回年次監査			

		2.6.3 業務上疾患*や労働災害*、損失、損害を受けた資産に関する労働者*の苦情の最新の記録がある。これには以下が含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 公正な補償*を含む、紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決のための方法。		
	更新審査	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
	第1回年次監査			

		2.6.4 労働者*の業務上疾患*や労働災害*、資産の損失や損害については公正な補償*がされている。		
	更新審査	請負業者について、県の請負業者として登録されるために労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。 資産の損失、損害等は各社の対応になる。災害で林道が崩れ重機が使用できなくなった等の特別な場合における補償に関する記載が契約書にある。過去に適用実績もある。	Y	
	第1回年次監査			

3		原則* 3: 先住民族*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。(V4原則*3) 注: 本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族*について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族*その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。		
		現在日本では主に北海道に住むアイヌ民族*が先住民族*として認知されている。組織*は北海道で施業を行わないため、原則3は該当しない。	N/A	
3.1		組織*は、管理区画*内に存在する、または管理活動により影響を受ける先住民族*を特定しなければならない。その上で組織*は、先住民族*との協議*により、管理区画*内における、先住民族*の保有権*、森林*資源と生態系サービス*へのアクセスと利用に関する慣習的な権利*、法的*権利、及び義務を特定しなければならない。また、これらの権利について争われている場所についても特定しなければならない。(新規)		
		3.1.1 管理活動によって影響を受け得る先住民族*が特定されている。		
		注: 北海道においては、北海道アイヌ協会、各地域のアイヌ民族*やアイヌ民族団体への照会を経て、管理活動によって影響を受け得るアイヌ民族*が特定されている。影響を受け得る先住民族*の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会へ照会すること。琉球民族*その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。		

	<p>3.1.2</p> <p>3.1.1で特定された先住民族*との慣習に合った*協働*を通して、以下の項目について特定され、文書化及び/または地図上に記されている。ただし、先住民族*が文書化または地図化による特定を危惧する場合には、その他の手段によること:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 先住民族*の法的*、慣習的*な保有権*。 2) 先住民族*の森林*資源と生態系サービス*へのアクセス及び使用*に関する法的*または慣習的*な権利*。 3) 先住民族*の法的*または慣習的*な権利*や関連する義務。 4) 先住民族*のそうした権利や義務を裏付ける証拠。 5) 先住民族*と国、地方公共団体、企業、その他との間で権利について争いのある地域。 6) 組織*による、それらの法的*、慣習的*な権利*そして争われている権利を尊重*する方法の概要。 7) 管理活動に関する先住民族*の要望と目標。 		
	<p>注:北海道においては、影響を受け得る地域のアイヌ民族の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会や地区アイヌ協会等のアイヌ民族団体と協働*すること。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。</p>		

3.2	<p>組織*は、先住民族*の権利、資源、土地、及び領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その先住民族*が有する法的*及び慣習的*な権利*を認識し、尊重*しなければならない。先住民族*がその管理活動の監督業務を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。(V4基準*3.1、3.2)</p>		
	<p>3.2.1</p> <p>先住民族*は、自身の権利、資源、土地や領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べることができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。</p>		
	<p>注:組織*は、当該地区の先住民族*、先住民族*団体からの要求や意見に対処するための対応窓口を設置し、先住民族*の必要な要求や意見が管理責任者に伝わる体制を整えている。</p>		

	<p>3.2.2</p> <p>先住民族*の法的*及び慣習的*な権利*は組織*により侵害されていない。</p>		
	<p>注:侵害の有無は3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行う。その際、協議*対象となっている先住民族*が自身の法的*、慣習的*な権利*について十分に理解していることを確認する。</p>		

		3.2.3 管理活動に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*が侵害されていることが明らかになった場合は、慣習に合った*協議*及び/または基準*1.6または4.6で規定されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
		注:3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との慣習に合った*協議*を経て、事前に紛争*解決手順をもっている。侵害状況の確認は、3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行い、またこの紛争*解決に関する記録は当事者で保管されている。		

		3.2.4 先住民族*が持つ特定された権利へ影響を与える管理活動の実施前に、以下を含むプロセスにより、先住民族*から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている: 1) 先住民族*が資源に関する彼らの権利と義務を認識していることを確認している。 2) 先住民族*が管理活動の監督業務の委託を検討している資源の経済的、社会的、環境的価値を先住民族*に伝えている。 3) 先住民族*が彼らの権利、資源、土地や領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について先住民族*に伝えている。		
--	--	---	--	--

3.3		管理活動を規制する監督業務が委託される場合は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*により、組織*と先住民族*との間で契約*が締結されなければならない。契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が明記されなければならない。また、契約*には、組織*が諸条件を順守しているかどうかを先住民族*が監視するための規定が含まれていなければならない。(新規) 注:この基準*は、先住民族*が組織*に委託する場合を想定している。		
-----	--	--	--	--

		3.3.1 慣習に合った*協議*に基づいた、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて管理活動に関する監督業務の委託が生じた場合は、契約*が締結されること。この契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が含まれる。		
--	--	--	--	--

		3.3.2 契約*の記録は保持され、契約*内容は守られている。		
--	--	------------------------------------	--	--

		3.3.3 契約*には、組織*が同意した諸条件に従っているか、先住民族*が監視するための規定が含まれている。		
		注:この契約*の順守状況は先住民族*によって確認されている。当事者が合意した頻度で、かつ協働*して契約*の評価と見直しが行われること。		

3.4		組織*は、先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO条約169号) (1989)で定義されている、先住民族*の権利、慣習、文化を認め、尊重*しなければならない。(V4基準*3.2)		
		3.4.1 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(2007)(UNDRIP)」及び「1989年の原住民及び種族民条約169(ILO 169号条約)」に規定されている先住民族*の権利、慣習、文化は、組織*により侵害されていない。		
		注:3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て確認すること。国連宣言では、先住民族*には土地と資源に対する権利、その回復と補償を受ける権利、及び文化的伝統と慣習を实践・再活性化する権利があり、これには経済、自立及び発展を支える森林*資源や生態系サービス*の利用、及び伝統的な狩猟・採集・漁労や儀礼のための土地と領域*の利用が含まれる。		
		3.4.2 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO条約169号) (1989)に規定されている先住民族*の権利、慣習、文化が組織*によりこれまで侵害されている証拠がある場合、それらの状況が明記され、権利、慣習、文化を権利者が満足する水準まで復元*させるための手順が示されている。侵害状況の記録、復元*の水準、手段や手順の作成は、3.1.1で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て行われること。		
		注:これらには先住民族*の狩猟・採集などの場としてきた自然や伝統文化及び慣習の實踐に必要な生態系*や文化的な景観*の復元*、宗教的及び文化的な場所(聖地、遺構、遺物、埋葬地、及び副葬品など)の維持、保護*なども含まれる。		
		3.4.3 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO条約169号) (1989)に規定されている先住民族*の雇用及び職業における差別がなく、慣習及び必要性を尊重*した労働形態が認められている。また当該地域に暮らす先住民族*に対して雇用、教育訓練機会が平等に提供され、奨励されている。		

3.5		<p>組織*は、先住民族*との協議*により、先住民族*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその経営層により認識され、先住民族*との協働*により保護*されなければならない。(V4基準*3.3)</p>		
		<p>3.5.1 先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ、文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が、先住民族*との慣習に合った*方法での協議*により特定されている。</p>		
		<p>注：北海道の場合、3.1.1で特定された先住民族*・団体との協議*を経て特定されること。チャシ跡、チノシリなどの有形・無形の文化的所産、アイヌ文化に関連する国、各地方公共団体指定の文化財、文化的景観*、史跡、名勝、遺跡、埋蔵文化財、アイヌ語地名等が含まれる。また、参照すべき情報源としては、以下のものなどが挙げられる(現在策定中のHCV*枠組み文書も参照のこと)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指定・選定文化財一覧、道、市町村指定文化財一覧(北海道教育委員会、文化財・博物館課)。 ・ 重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」。 ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧(北海道教育委員会)。 ・ アイヌ民族の遺跡リスト(2015年北海道教育委員会、文化財・博物館課)。 ・ アイヌ語地名リスト(北海道庁アイヌ政策推進室)。 ・ 「知床世界自然遺産」。 ・ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」(世界遺産暫定一覧表記載)。 		
		<p>3.5.2 3.5.1で特定された場所の保護*方法は先住民族*との慣習に合った*方法での協議*により合意され、文書化された上で実施されており、管理への先住民族*の主体的な関与が保証されている。このような場所を特定し、文書化または地図上に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると先住民族*が判断した場合は、その他の手段を用いること。</p>		
		<p>3.5.3 文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は、速やかに3.1.1で特定された先住民族*・先住民族*団体に通知され、国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が先住民族*との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。</p>		
3.6		<p>組織*は先住民族*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、伝統的な知識や知的財産*を使用する際は先住民族*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意*を通じて組織*と先住民の間で基準*3.3のような契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産*権の保護*制度と調和していなければならない。(新規)</p>		
		<p>3.6.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。</p>		

		3.6.2 先住民族*は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を経て締結された契約*に従い、伝統的知識*(森林*の管理システムに関する知識を含む)や知的財産*(非木材林産物*の商業利用につながる知識の使用を含む)の使用に関して補償を受けている。		
		注:補償については、3.1.1で特定された影響を受け得る先住民族*・先住民族*団体との協議*を経て決めること。		

4		原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。(V4 原則*4)		
4.1		組織*は、管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*を特定しなければならない。その上で組織*は、地域社会*との協議*の下、地域社会*が管理区画*内で持つ保有権*、森林*資源と生態系サービス*にアクセスし使用する権利に関する慣習的な権利*、法的*な権利及び義務を特定しなければならない。(新規)		
		4.1.1 管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により大きな影響を受ける地域社会*が特定されている。		
		注:大きな影響を受ける地域社会*には、直接影響を受ける地域社会*、保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*や森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用する法的*及び慣習的な権利*を有する地域社会*が含まれるがこれらに限らない。		
	更新審査	旧市町村ごとに存在する保護団体が地域社会単位のベースとなる。条例で保護団体に対する入会慣行を認めている。「施業区の名称及び面積並びに保護団体」として保護団体の一覧が管理計画書付属資料12に記載されている。施業区ごとに関係する保護団体が存在すれば記載されている。県有林全体がカバーされている。大きく見れば、流域周辺の生活者、ひいては山梨県民全体が地域社会となる。	Y	
	第1回年次監査			

		<p>4.1.2 4.1.1で特定された地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、以下の事項が文書及び/または地図上に記されている:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*。 2) 森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用*する法的*及び慣習的な権利*。 3) 地域社会*の持つ法的*及び慣習的な権利*と関連する義務。 4) これらの権利と義務を裏付ける証拠。 5) 地域社会*と行政及びその他との間で権利が争われている地域。 6) 組織*によりどのようにこれらの法的*及び慣習的な権利*(紛争*対象の権利を含めて)が守られているのかについての概要。 7) 管理活動に関する地域社会*の要望と目的*。 		
	更新審査	<p>山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。林地残材についても保護団体から払い下げの要望があれば販売できる。</p> <p>山梨県恩賜県有財産管理条例第4条で保護団体が保護の責任を負わなくてはならない旨が記載されており、保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。保護団体には交付金が支払われている。</p>	Y	
	第1回年次監査			

4.2		<p>組織*は、地域社会*の権利、資源、土地や領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その地域社会*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識し、尊重*しなければならない。地域社会*がその管理活動を監督する権限を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。</p>		
		<p>4.2.1 地域社会*は、自身の権利、資源、土地、領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べることができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。</p>		
	更新審査	<p>管理計画の編成を5年ごとに行っており、そのときに関係市町村、保護団体の意見を必ず聞くこととしている。「山梨県県有林野管理規程」で定められており、意見書が提出される仕組みとなっている。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		<p>4.2.2 地域社会*が持つ、管理活動を規制する権限を維持するための法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。</p>		
	更新審査	<p>条例で保護団体の権限が決められており、権限が侵害されれば条例違反となるが、そのような事例は起こっていない。</p>		
	第1回年次監査			

		4.2.3 管理活動に関する地域社会*の法的*及び慣習的な権利*が侵害された証拠がある場合、必要に応じて、慣習に合った*協議*及び/または基準*1.6または4.6で要求されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
	更新審査	保護団体の権限が侵害されれば条例違反となり、法的に処理がなされる。手順も定められている。しかし現在そのような事例はない。		
	第1回年次監査			

		4.2.4 地域社会*が持つ権利へ影響を与える森林*管理活動の実施前に、次の過程を経て地域社会*から自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている： 1) 地域社会*が資源についての権利と義務を認識していることを確認している。 2) 地域社会*が管理の委託を検討している資源の経済、社会、環境的価値を地域社会*に伝えている。 3) 地域社会*が自身の権利、資源、土地、領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について地域社会*に伝えている。		
	更新審査	もし保護団体の利害に影響する開発などが行われるときには、森林審議会が開かれ、そのなかで地元市町村や保護団体にも意見を聞くこととなっている。県有林の中で開発行為などが生じる場合は、保護団体に意見を聞くことが恩賜県有財産土地利用条例で定められている。	Y	
	第1回年次監査			

		4.2.5 組織*は、影響を受ける地域社会*との間でFPIC*合意に至っていない場合でも、誠意ある*、地域社会*が満足できる相互に合意したプロセスを進めている。		
	更新審査	保護団体の利害に関係する可能性のある場合は山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例の定めるところに従って処理されることになっている。	Y	
	第1回年次監査			

4.3		組織*は、地域社会*、請負業者、納入業者に対し、管理活動の規模*、強度*に応じて適当な*雇用の機会、教育訓練その他のサービスを提供しなければならない。(V4基準*4.1)		
		4.3.1 地域社会*、地元請負業者、地元納入業者に対して組織*の規模*に見合う程度で以下の機会が与えられている： 1) 雇用 2) 教育訓練 3) その他のサービス		
		注：教育訓練には教育啓発的なものから技術的なものまで、講習や研修の開催、情報提供などが含まれる。その他のサービスには例として取引における優遇措置や環境教育、レクリエーションの場の提供や自給の範囲内での資源の採取の許可が挙げられる。		
	更新審査	入札の参加には雇用状況調査で資格を確認し、請負業者に雇用機会を提供している。入札では、地域性を意識して近隣の業者を指名して競争入札をしている。	Y	
	第1回年次監査			

4.4		組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*の社会経済的な発展に貢献するため、管理活動の規模*、強度*及び社会経済的な影響力に応じて追加的な活動を行わなければならない。(V4基準*4.4)		
		4.4.1 組織*は、地域社会*や関係機関との慣習に合った*方法での協議*を通じて、地域の社会経済的な発展に寄与している。		
	更新審査	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。 知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある(「県内産業の高付加価値化を目指して」)。2021年6月14日、12月17日、12月27日にそれぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている。	Y	
	第1回年次監査			

		4.4.2 地域の社会経済に貢献するプロジェクトや追加的な活動が実施及び/または支援されており、それは管理活動の社会経済的な影響力に見合っている。		
	更新審査	追加的な活動としては、富士山の森活動(ボランティア活動)、クライン・ヴァルト(企業の福利厚生(森林体験、森林浴など)の場)の提供などが行われている。		
	第1回年次監査			

4.5		組織*は、地域社会*との協議*により、管理活動が地域に与える社会、環境、経済上重大な悪影響を特定し、回避、低減する措置を実施しなければならない。実施される措置は、活動の規模*、強度*と悪影響のリスク*に応じたものでなければならない。(V4基準*4.4)		
		4.5.1 組織*は利害関係者*との協議*の下で、森林*管理活動が地域に与え得る社会、環境、経済的な悪影響を特定し、そのリスク*を評価し、悪影響が特定された場合、リスク*に応じて悪影響を低減するための措置を実施している。		
	更新審査	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。 個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないよう沈砂地を設けたこともある。	Y	
	第1回年次監査			

4.6		組織*は、地域社会*との慣習に合った方法での協議*により、管理活動が与えた影響についての地域社会*や個人の苦情を解決し、公正な補償*を行う仕組みを持たなければならない。(V4基準*4.5)		
		4.6.1 地域社会*との慣習に合った*方法での協議*により作成された、入手可能*な紛争*解決手順(苦情処理手順)を持っている。		
	更新審査	書面にて、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 (https://www.pref.yamanashi.jp/teian/) 広聴広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。森林・林業関係では特にクレームはない。 必要なときは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。ケヤキの枝が風で落ち、民地のフェンスを倒してしまったときには県で所有者に補償をした(H28.10発生)。 もし紛争が起こった場合は、県の手続きに従い対応する。	Y	
	第1回年次監査			

		4.6.2 管理活動が与えた影響に関する苦情は迅速に*対応され、すでに解決済みかまたは紛争*解決手順により処理されているところである。		
	更新審査	今日まで苦情はない。ホームページで提出された意見や質問は担当部署に届けられ1週間以内に最初の回答がなされる。	Y	
	第1回年次監査			

		4.6.3 森林*管理活動が与えた影響に関する現在に至るまでの苦情の記録が保管されている。これには以下がすべて含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 地域社会*と個人への公正な補償*を含む、紛争*解決の結果。 3) 紛争*が未解決の場合は未解決の理由、解決に向けた方法と進捗状況。		
	更新審査	過去の記録は保管されている。倒木処理、フェンスの補償など。	Y	
	第1回年次監査			

		4.6.4 以下の条件のいずれかに該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止されている： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
	更新審査	現在そのような紛争はない。	Y	
	第1回年次監査			

4.7		組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその経営層により認識され、地域社会*との協働*により保護*されなければならない(新規)。		
		4.7.1 地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所が地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により特定されている。また組織*はこれらの場所を認識している。		
	更新審査	「保護林」が該当する。地域社会の意見に基づき、地域社会が重要と考える森林を保護している。第4次県有林管理計画p206に記載されておりHCVの中に保護林が含まれている。	Y	
	第1回年次監査			

		4.7.2 地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、このような場所を保護*する方法が合意され、文書化された上で実施されている。このような場所を物理的に特定し、文書化または地図上に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると地域社会*が判断した場合は、その他の方法を用いること。		
	更新審査	県有林管理計画を編成する際の地域社会からの意見聴取がベースとなっており、その上で保護方法が作成されている。手を付けずに保護されている。	Y	
	第1回年次監査			

		4.7.3 文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が地域社会*との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。		
	更新審査	第4次の計画策定の際に意見公募されたが、新たな場所の発見および追加はなかった。	Y	
	第1回年次監査			

4.8		組織*は、地域社会*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、組織*がそれらの伝統的知識*や知的財産*を使用する際は地域社会*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて組織*と地域社会*の間で基準*3.3のような契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産*権の保護*に沿うものでなければならない。(新規)		
		4.8.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		
	更新審査	該当するものはない。	N/A	
	第1回年次監査			

		4.8.2 地域社会*の伝統的知識*や知的財産*が使用されている場合、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて得られた契約*に従い、伝統的知識*や知的財産*の使用に関して地域社会*は補償を受けている。		
	更新審査	該当するものはない。	N/A	
	第1回年次監査			

5		原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。(V4原則*5)		
5.1		組織*は、地域経済を多様化、活性化するため、管理区画*の多様な資源や生態系サービス*に基づいた様々な便益と林産物を管理活動の規模*と強度*に応じて特定して生産し、より多くの便益をもたらすよう、管理しなければならない。(V4基準*5.2、5.4)		
		5.1.1 地域経済の活性化、多様化につながる可能性のある多様な資源と生態系サービス*が特定されている。		
		注:これには、例として非木材林産物*や利用価値のある樹種、漁場・レクリエーションの場などが含まれる。		
	更新審査	キノコ、ナナカマド等の林産物の利用、端材のバイオマス利用、森林レクリエーションでの利用、多くの名峰への登山、森林ボランティアの活動の場の提供などが特定されている。	Y	
	第1回年次監査			

		5.1.2 地域経済を活性化、多様化するために、管理目的*に従い、特定された多様な林産物や便益の利用や生産が図られている。		
	更新審査	キノコ、ナナカマド等の林産物等は保護団体へ売り払いしている。すべての販売量は記録されている。山菜などの副産物は保護責任のある地元へ払い下げられているが、他者に販売を拡大することは管理条例上難しい。 3つの森林公園、12箇所の森林文化の森がある。森林公園の指定管理者や市町村が各種プログラム、ワークショップを企画、提供している。遊歩道の管理は県が行っている。金川の森等で一部施設使用料を徴収している。無料の体験ツアーも実施している。 多くの登山客や観光客が訪れている。 財団法人オイスカが実施する富士山の森づくり事業では県はフィールドを提供している。 やまなし次世代林業強化推進事業という、伐採から植栽までを一貫作業により効率化を図り、木材は市場へ搬出して販売する仕組みができた。その際、施業で発生した小径木は販売することができる。またこの取り組みが県有林に限らず県内全体に波及することを期待している。これによりバイオマス材の利用増加が見込まれている。 なお、現在伐捨間伐を実施している場所は搬出が困難な場所、また保育間伐の場所なので、バイオマス用に集材するのは搬出・費用の面で難しいため、今後も利用しない方針である。	Y	
	第1回年次監査			

		5.1.3 組織*が生態系サービス*の維持及び/または向上に関して収入を得る目的でFSCの広告宣伝を行う場合は附則Bの追加要求事項に従っている。		
	更新審査	生態系サービス認証は取得していない。	N/A	
	第1回年次監査			

5.2		組織*は、管理区画*からの林産物の収穫とサービスの利用を、それらが持続できる水準以下に抑えなければならない。(V4基準*5.6)		
		5.2.1 木材伐採量*は成長量、蓄積量、枯死量、自然災害*による消失を反映した利用可能な最も有効なデータに基づいている。		
		注:これは必ずしも常に伐採量が成長量を上回ってはいけないということではない。将来の収穫のための蓄積を確保し、長期*にわたる木材収穫の持続可能性が示せることが重要。		
	更新審査	第4次県有林管理計画(p53)では年齢別森林資源表において年間成長量が298,052m ³ と算出されている。	Y	
	第1回年次監査			

		5.2.2 5.2.1で特定されたデータに基づき、木材の年間許容伐採量が決定されている。これは経営単位で設定され長期*的に木材の収穫が持続できる水準以下である。		
		注:ただし、恒常的に伐採量が5.2.1で参照された年間成長量よりも極端に少ない組織*(成長量の30%未満)の場合、年間許容伐採量が定められていなくてもよい。		
	更新審査	第4次県有林管理計画(2021年4月から10年間)p174「附属資料9 保続計算」に、今後50年の成長量に基づいた伐採量計画が記載されている。生産量は成長量を下回り永続的な収穫には問題ない。 今後10年間の具体的収穫計画については、県有林野管理規定で10年間の伐採箇所を決めることが定められている。GISと現地踏査で樹種、資源量、林道の有無を考慮し、収穫可能な森林を抽出し、具体的供給量を把握している。第4次管理計画で県有林からは、10年間で96万m ³ が供給できるという集計結果になった。樹木が成長しているため、林齢構成の平準化のために伐採量を増やすことも要因に入っている。 緊急的に伐採が必要になるとときには微増することもあるが、基本的には計画量に沿った伐採を行う予定。 10年間の管理計画の中で9割程度は伐採箇所を決めている。それにより伐採量の数字を積み上げている。入札しても不落の場合もあり、不落の場合は販売できず終わる。10年間の管理計画は簡単には変えられない仕組みとなっている。 単年度の収穫計画については、翌年の収穫量の計画数量は前年の9月ごろに決定し、年度末に具体的な立木販売林分を決定する。管理計画で10年間の計画数量を示しているの、それを10で割った数に、プラスマイナス10%の量を加味して翌年の計画数量を決定する。その次の年は10年間の計画数量から前年実績を引いて、9年でわり、プラスマイナス10%を加味する。これを毎年繰り返すため、収穫量は10年間の計画数量内に収まる。	Y	
	第1回年次監査			

		5.2.3 実際の木材の年間伐採量が記録されており、5年間(新規で5年の実績がない場合はあるだけの期間)の伐採実績が5.2.2で定めた可能伐採量のその期間の合計分を超えていない。		
		注:除伐、切り捨て間伐は育林施業として、この伐採量には含まない。		
	更新審査	成長量を上回る伐採はない。第4次県有林管理計画p13に過去5年間(2016年度から2020年度)の計画と実績が記載されている。5年間の伐採計画量375,000m ³ に対し実績は365,354m ³ とほぼ計画通りの伐採量となっている。	Y	
	第1回年次監査			

		5.2.4 組織*の管理下での生態系サービス*の商業的な利用と非木材林産物*の収穫については、利用可能な最も有効な情報*に基づき持続可能な利用量、収穫量が計算されており守られている。信頼度の高い成長量のデータがない場合は、予防原則に基づき、持続可能な資源利用方法を用いている。これには、経験に裏付けされた方法も含む。		
	更新審査	キノコ、ナナカマド等の林産物の持続可能な収穫量は定めていないが、販売量は県有林全体の規模からすると少量のため、持続可能な収穫に影響を与える量ではない。県有林全体でキノコ類で多くて数百kg、その他林産物で数百本程度である。長年継続して収穫されており、これまでの経験からも持続可能な収穫に影響を与える量ではないことが把握されている。	Y	
	第1回年次監査			

5.3		組織*は、管理計画*において外部に及ぼす便益及び費用を把握し、考慮していることを示さなければならない。(V4基準*5.1)		
		5.3.1 管理活動に付随して発生する社会、環境上の悪影響を防止、回避または補償するための費用が確保されている。		
		注:これには例として以下のものが挙げられる: <ul style="list-style-type: none"> - 農薬*を代替するための取り組みの費用。 - 生分解チェーンオイルの使用に伴う追加費用。 - 侵略的外来種*駆除のための費用。 - 管理区画*内の危険箇所について事故や災害を防止するための対策の費用。 - 安全装備の整備費用。 - 漁業利権者への補償費用。 		
	更新審査	境界管理等保護管理費、林道災害復旧費、森林文化の森管理費、獣害対策費用等の支出割当が明確となっている。また森林文化の森管理費、獣害対策費用の支出割当も明確である。事業予算ではないため、予算が削減される可能性は極めて低い。	Y	
	第1回年次監査			

		5.3.2 管理活動による社会、環境上の好影響に伴う便益は特定され、管理計画*に含まれている。		
		注:これには例として、雇用創出、地域経済への貢献、水源涵養機能などの生態系サービス*の維持などが含まれる。また、便益は必ずしも定量化しなくてもよい。		
	更新審査	第4次県有林管理計画p36以降の基本方針、重点的に取り組む事項の中で、社会、環境上の好影響に伴う便益が特定され、具体的な活動目標が立てられている。水土保全機能の強化、保健休養機能の活用促進、地域への木材供給などの目標が掲げられている。 東京、神奈川、静岡の源流域であることを認識しており、下流に存在する漁協は把握している。	Y	
	第1回年次監査			

5.4		組織*は、地元の加工施設やサービスの提供の場が存在する場合、規模*、強度*、リスク*に応じて可能な限りこれらを利用しなければならない。このような施設やサービスが存在しない場合、地元でのこれらの創出に努力しなければならない。(V4基準*5.2)		
		5.4.1 他地域と比較して費用、品質、生産能力が劣らない場合、地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設が利用されている。		
		注：地元の加工施設があってもそれを利用していない場合は正当な理由がある。		
	更新審査	森林整備事業の際には入札に参加できる業者は県内の登録業者のみである。間伐材や一部丸太は県内市場（東部：甲斐東部材産地形成事業協同組合、中央：山梨県森林組合連合会、南部：南部町森林組合）で販売されている。副産物は保護団体に提供されている。ノベルティグッズ制作、印刷などは県内業者に発注している。	Y	
	第1回年次監査			

		5.4.2 地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設がない、あるいは利用できない場合、組織*はこれらが地元で開設される、あるいは既存の施設が利用できるように改善がされるよう努力している。		
	更新審査	地元の製品やサービス等が利用できているため該当しない。	N/A	
	第1回年次監査			

5.5		組織*は、長期*の経済的継続性*への取り組みを規模*、強度*、リスク*に応じて管理計画*や支出根拠を通じて示さなければならない。(V4基準*5.1)		
		5.5.1 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施のために必要な資金が計上されている。		
	更新審査	恩賜県有財産特別会計の予算が毎年立てられている。	Y	
	第1回年次監査			

		5.5.2 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施に必要な支出と投資がされている。		
	更新審査	恩賜県有財産特別会計の予算に基づき、毎年必要な支出と投資がなされている。		
	第1回年次監査			

		5.5.3 収入と支出のバランスは管理目的*や方針に沿っており、長期*的に継続して採算を保つための計画がある。		
		注:商業目的の林業経営を主として行っている組織*では、林業収入と支出のバランスがとれていることが望ましい。社会貢献や研究等、非商業的な目的で森林*管理をしている場合は、森林*管理に充当できる資金と支出のバランスが取れている。		
	更新審査	恩賜県有財産特別会計として独立した会計で収支を保っている。収入は主産物売払収入、造林補助金、土地貸付料で構成。 治山事業(保安林整備事業)は一般会計で行っている。	Y	
	第1回年次監査			

6		原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービ*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4原則*6)		
6.1		組織*は、事業活動により影響を受け得る管理区画*内外の多面的機能*を特定、評価しなければならない。この評価は、規模*、強度*、リスク*に見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的な悪影響を認知しモニタリングを行う上で十分で、かつ必要な保全*手段を決定するのに十分でなくてはならない。		
		6.1.1 管理区画*内の多面的機能*及び、管理活動により影響を受け得る管理区画*外の多面的機能*を評価するために利用可能な最も有効な情報*が利用されている。		
		注: 評価対象となる多面的機能*には、例として以下のものが挙げられる。評価は定量的でなくてもよい: <ul style="list-style-type: none"> - 生態系機能*(炭素の吸収・貯蔵を含む) - 生物多様性*(動植物相、絶滅危惧種*または希少*動植物の生息・生育状況または可能性) - 水資源 - 土壌 - 大気 - 景観的価値*(文化的及び精神的な価値も含む) 評価には、以下の情報源を参照できる。種の保護*の位置付けは、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の情報を優先すること: <ul style="list-style-type: none"> - 環境省生物多様性情報システム(レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む)http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html - 地方公共団体のレッドデータ - (日本のレッドデータ検索システム参照。http://www.jpnrdb.com/) - 水情報国土データ管理センター http://www5.river.go.jp/ - 土壌情報閲覧システムhttp://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/ - 入手可能*な地方公共団体の水質調査結果 - 国指定文化財等データベースhttp://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html - 地方公共団体の担当部署 - 大学や研究所 - 環境保護団体、自然愛護団体 - 論文などの文献 - 地域社会*や先住民*を含む利害関係者*への聞き取り 		
	更新審査	保安林管理図で多面的機能が表示できる。またGISに過去の多面的機能区分、山地災害危険地区(治山情報)などのデータが入っている。県のレッドデータブックがあり、具体的な希少種の情報は自然共生推進課で管理している。土壌、地質などのデータもGISに含まれている。		
	第1回年次監査			

		6.1.2 多面的機能*の評価は、基準*6.2、6.3や原則*8が十分に実施できる頻度と精度で行われている。		
	更新審査	評価は十分な精度で行われている。保安林は指定の変更があれば随時変更が行われている。	Y	
	第1回年次監査			

6.2		林地をかく乱する作業開始前に、組織*は、特定された多面的機能*に対して管理活動が与え得る影響の規模*、強度*、リスク*を特定及び評価しなければならない。(V4基準*6.1)		
		6.2.1 環境影響評価*は林分から景観*までのレベルの多面的機能*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。		
		注：影響を評価対象となる管理活動には例えば以下のものを含む： <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の開設、維持 ・ 地拵え ・ 植栽 ・ 下刈り ・ 伐採 ・ 搬出 ・ 農薬*や肥料*の使用 ・ 狩猟や釣り、採集 影響には例えば以下のものを含むが、これに限らない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物相の変化 ・ 森林*構造の変化 ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 ・ 炭素貯蔵量の変化 ・ レクリエーション機能への影響 ・ 文化的価値への影響 		
	更新審査	県有林環境調査要領を規定している。主伐林分は収穫調査の際に県有林環境調査をチェックシートを用いて実施している。高齢級林分の場合は間伐作業の場合も実施する。これには野生鳥獣の営巣などが含まれている。施業で配慮すべき要素については発注時の仕様書の中で指定している。また施業中に影響が発見された場合は報告義務がある。	Y	
	第1回年次監査			

		6.2.2 環境影響評価*による管理活動の影響の予測(事前評価)は、施業の実施前に施業予定の林地を対象に行われている。		
		注:この事前評価で特定すべき影響を受けやすい脆弱な場所には、例えば以下のものが挙げられる。 ・絶滅危惧種*を含む、野生動植物の重要*な生息・生育場所 ・脆弱な土壌や川岸地帯*などの影響を受けやすい場所 ・劣化した場所 ・侵略的外来種*が侵入している場所 また、考えられる悪影響には例えば、以下のものが挙げられる。 ・野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・絶滅危惧種*の減少 ・土壌侵食 ・水質劣化		
	更新審査	上記のとおり、各作業の実施前に現地で環境影響評価を実施している。	Y	
	第1回年次監査			

6.3		組織*は多面的機能*に対する悪影響を、その影響の規模*、強度*、リスク*に応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。(V4基準*6.1)		
		6.3.1 管理活動は多面的機能*を保護*し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。		
	更新審査	今回訪問した各現場(491林班ろ1小班、115林班に1小班など)の県有林環境調査チェックシートを確認した。事前に悪影響は予測されていなかった。	Y	
	第1回年次監査			

		6.3.2 管理活動による多面的機能*への悪影響は回避されている。		
	更新審査	事前に悪影響が予測されたり、作業後に悪影響が発生した事例はなかった。チェックシートに悪影響の予測、発生は記録されていなかった。現場査察および請負事業者へのインタビューにおいても悪影響が発生した事例は発見されなかった。	Y	
	第1回年次監査			

		6.3.3 多面的機能*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、悪影響は低減及び/または補修されている		
	更新審査	作業中に悪影響が発生した場合には、事業者から県に連絡をもらうことになっている。今回の現場では搬出路作設の際に巨岩が露出したため県に連絡して路線を若干変更したことを請負業者からヒアリングした。	Y	
	第1回年次監査			

6.4		<p>組織*は、管理区画*内に存在する希少種*、絶滅危惧種*とそれらの生息・生育域*が健全に存続できるよう、保護*しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯*、保護区*を設け、接続性*を確保し、希少種*や絶滅危惧種*の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種*と絶滅危惧種*の管理区画*を超えた地理的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。(V4基準*6.2)</p>		
		<p>6.4.1 管理区画*内や隣接地に存在する、またはその可能性のある国や地域のレッドリストに記載されている希少種*、絶滅危惧種*、ワシントン条約対象種、及びそれらの種の生息・生育域*は特定されている。</p>		
		<p>注：評価には、以下の利用可能な最も有効な情報*源の例を参照できる。種の保護*の位置付けについては、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村のものを優先すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本のレッドデータ検索システム(地方公共団体のレッドリスト情報が統合されているサイト) http://www.jpnrdb.com/ ・環境省生物多様性情報システム(レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む) http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・有識者 ・環境保護団体、自然愛護団体 ・論文などの文献 ・地域社会*、先住民族*を含む利害関係者*への聞き取り 		
	更新審査	<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類(2015.4)、希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		6.4.2 希少種*や絶滅危惧種*及びそれらの保全*状態や生息・生育域*に対して、管理活動が与え得る影響が特定されており、それらの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。		
	更新審査	県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。伐採計画作成の際に自然共生推進課に照会はしていないが、各林務環境事務所でこれまで発見された希少種データを確認している。必要に応じて専門家と協議をして伐採計画の見直しを行う。 請負業者に対しては希少種の研修を行っている。	Y	
	第1回年次監査			

		6.4.3 生息・生育域*の保全地帯*や保護区*の設置、個体数回復プログラムなどの取り組みを通じて特定された希少種*や絶滅危惧種*およびその生育・生息域が守られている。		
	更新審査	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。2021年6月に希少植物が発見され、県森林総合研究所に相談し、除地にして保護した1件の事例があった。2022年6月には鉄塔工事に伴い希少猛禽類の報告が挙げられ、対策を立てて工事を行うことを確認している。	Y	
	第1回年次監査			

		6.4.4 希少種*と絶滅危惧種*の狩猟、釣り、罨、採取は阻止されている。		
	更新審査	法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャー(ボランティア)、富士山レンジャー(非常勤職員)、巡視などで監視している。希少種のチェックリストを使用して希少種の有無を確認している。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。	Y	
	第1回年次監査			

6.5		組織*は、当該地域を代表する自然生態系*を有する地域*を特定し、保護*しなければならない。自然生態系地域が未発達の場合は一定の割合を定めた候補地をより自然に近い状態*へと復元*しなければならない。保護*・復元*に必要な面積や措置は、人工林*内も含め、規模*、強度*、リスク*に応じ、全体の景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態*に見合っていないなければならない。(V4基準*6.4、10.5及び2014年総会動議7番)		
		6.5.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に実在する自然生態系*または自然状況*下で安定して存続するであろう自然生態系*が特定されている。		
		注:特定作業には、管理区画*内の地形、地質、水環境、生物相等の環境条件の違いを考慮すること。		
	更新審査	県の自然共生推進課が作成している山梨県自然環境保全図(H27年3月)にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。 管内図にも記載されている。 公益林は針広混交林を目指して非皆伐。作業団を定めて管理方法を定めている。	Y	
	第1回年次監査			

		6.5.2 自然生態系*が存在する場合は、その代表的地域が保護*されている。		
	更新審査	管理計画p.226。第4次管理計画(2021年4月1日-2031年3月31日)では、公益林の面積は110,000haとなっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。代表的地域としては自然環境保全地区が該当する。合計3,891ha。	Y	
	第1回年次監査			

		6.5.3 代表的な自然生態系地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または代表的な生態系が本来の自然生態系*として不適切な場合、管理区画*の一定割合がより自然に近い状態*へ復元*されている。		
		注:これには造林不適地に造林された人工林*で、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつあるものや、未発達だが時間の経過とともに自然林*になることが確実視される植物群落等を、そのまま自然の遷移に任せて自然状態*へと戻すことも含まれる。		
	更新審査	代表的な自然生態系が存在するため該当しない。	N/A	
	第1回年次監査			

		6.5.4 代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積及び森林*管理の強度*に見合っている。		
	更新審査	公益林の面積が全体の約76%あり、十分である。第4次県有林管理計画で地域および面積を見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	
	第1回年次監査			

		6.5.5 保全地域網*(指標*6.5.1～6.5.3で特定された代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地、保全地帯*、保護区*、接続*地域、高い保護価値(HCV)*の維持地域)の合計は管理区画*全体の10%以上を占めている。 注:「用語と定義」で示されている通り、「保全*」とは、必ずしも禁伐を意味しない。また、グループ認証の場合、グループ体レベルで保全地域網*が認証林の総面積の10%以上を占めていれば、SLIMF*の管理区画*は区画ごとに10%の保全地域網*を設ける必要はない。		
	更新審査	第4次管理計画p209にて厳正保存地域(20,243 ha、約14.1%)を指定。自然公園第1種特別地域、自然公園特別保護地区、自然保存地区、文化財指定地、風致保安林等。地図でも明記されている。	Y	
	第1回年次監査			

6.6		組織*は、特に生息・生育域*の管理を通し、管理区画*内で生存する在来種*と遺伝子型*の存続を効果的に維持しなくてはならない。また、狩猟、釣り、罟猟、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性*の消失を防がなければならない。(V4基準*6.2、6.3)		
		6.6.1 管理活動は、管理区画*に関わる自然生態系*に見られる植物群落等の生息・生育域の特徴*を維持している。		
	更新審査	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	
	第1回年次監査			

		6.6.2 過去の施業により植物群落または生育域の特徴*が失われてしまっている場合は、それらを復元*することを目的とした管理活動が実施されている。		
	更新審査	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。		
	第1回年次監査			

		6.6.3 その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性が保たれるよう、管理活動により自然生態系*で見られる生息・生育域の特徴*は維持、向上または復元*されている。		
		注:この指標*は必ずしも生物多様性*の定量的モニタリングを求めるものではない。		
	更新審査	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。	Y	
	第1回年次監査			

		6.6.4 在来種*とその地域個体群、及びその自然分布が維持されるよう、狩猟、釣り、罟猟、採取は行政や地域社会*との協力の下、管理されている。		
		注:これには野生動物保護*を目的とした狩猟の規制のほか、増えすぎた害獣の狩猟促進も含む。		
	更新審査	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。 狩猟対象鳥獣はツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、キツネ、イノシシ等である。 山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約6万5千頭いると推定されていたが、年間1万6千頭程度捕獲しており、令和2年度末では3万4038頭程になっていると推定されている。ツキノワグマも県の設定した上限数(70頭/年)の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	
	第1回年次監査			

6.7		組織*は、自然な河川や溪流*、湖沼*と、川岸地帯*との接続性*を保護*または復元*しなければならない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減及び改善しなければならない。(V4基準*6.5)		
		6.7.1 自然の水域*と水辺空間*やそれらの接続性*がもつ多面的機能*を特定し、それを保護*する措置が実施されている。		
		注:保護*措置には、例として以下のものを含むことができる: <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万5千分の1の地図上で示された恒常的な河川・溪流*両側及び湖沼*周囲のバッファゾーン*の設置。これは地図で示されていることが望ましい。 ・ 施業後の残材が谷や沢に流れ込まないように配慮する。 ・ 適切な*道路や橋の設置なしに車や大型作業機械が沢や溪流を横断しない。 ・ 道路の設置などにより自然な水の流れを妨げない。 ・ 作業機械を沢の水で洗わない。 ・ 農薬*や肥料*を水辺周辺で使用しない。 ・ バッファゾーン*での燃料やオイルの扱いの規制。 ・ 燃料やオイルの漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策。 		
	更新審査	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。溪畔林は基本的には禁伐としている。今回訪問した現場では河川沿いの場所は見られなかったが、移動中に観察した河川ではバッファゾーンが維持されていることを確認した。バッファゾーン*の伐採の証拠は見られなかった。	Y	
	第1回年次監査			
		6.7.2 管理区画*内の、水域*と水辺空間*との接続性*、水質及び水量に劣化または損害が認められる場合、復元*するための活動が実施され、必要に応じてそれ以上被害を拡大させないための措置がとられている。		
	更新審査	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。大気水質保全課で管理している。	Y	
	第1回年次監査			
		6.7.3 以前の管理者や第三者による水域*の水質と水量の劣化が継続している場合は、この劣化を回避または低減する措置が実施されている。		
	更新審査	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。	Y	
	第1回年次監査			

6.8		組織*は、管理区画*全体の景観*を管理し、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持及び/または復元*されるようにしなければならない。これは、地域の景観的な価値*や、かつ環境、経済上の回復力*を向上させるための方策である。(V4基準*10.2)		
		6.8.1 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されている。皆伐面積は、景観*や環境、防災、社会的な影響を考え、配慮されている。		
		注:皆伐面積は、保安林機能が損なわれないと一般的に判断されている、森林法に基づき指定される保安林の皆伐上限面積を目安としてもよい。		
	更新審査	管理計画p.248「ランドスケープ管理の概念」で景観レベルの森林管理について言及している。また、厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設けるなど施業指針に従い施業を行う。 管理計画p.54以降に森林区分別の施業方針が規定されている。経済林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は経済林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。現地審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。 皆伐が複数年にわたり連続し、結果的に皆伐面積が大きくなる場合には、施業区の間緩衝帯を設けていた。		
	第1回年次監査			

		6.8.2 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されていない場合、復元*に向けた取り組みが、個別の妥当性に応じて実施され、将来的な復元*が見込まれている。		
	更新審査	適切に維持されているため該当しない。皆伐への配慮もなされている。	N/A	
	第1回年次監査			

6.9		<p>組織*は自然林*を人工林*や森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林*を直接転換して造られた人工林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く:</p> <p>a) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響する場合。</p> <p>b) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。</p> <p>c) 高い保護価値(HCV) *を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。</p> <p>(V4基準*6.10及び2014年総会動議7番)</p>		
		<p>6.9.1 自然林*から人工林*への転換、自然林*から森林*以外の土地利用への転換、自然林*を直接転換して造られた人工林*から森林*以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く:</p> <p>1) 管理区画*のごく限られた割合*のみに影響する場合。</p> <p>2) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。</p> <p>3) HCV*や、HCV*を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。</p>		
		注:本指標*の適用に際しては、用語と定義に記されている「自然林*」及び「人工林*」の定義を参照することが重要である。		
	更新審査	a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているためb)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されている。この5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売払いしたため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。	Y	
	第1回年次監査			

6.10		<p>1994年11月以降に自然林*を転換して造られた人工林*を含む管理区画*は、通常、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く:</p> <p>a) 組織*はその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠がある場合。</p> <p>b) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響し、転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされている場合。</p> <p>(V4基準*10.9)</p>		
		<p>6.10.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、1994年以降の土地利用の転換についての正確な情報が収集されている。</p>		
	更新審査	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
	第1回年次監査			

		6.10.2 以下の1)を満たす場合、または2)及び3)を満たす場合を除き、1994年11月以降に自然林*から人工林*に転換された土地は認証されていない： 1) 組織*が、自身は直接的または間接的にその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠を示した場合。 2) 転換によって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益*がもたらされている場合。 1994年11月以降に自然林*を転換して造られた人工林*の面積の合計が現在の管理区画*面積の5%を超えない場合。		
		注：本指標*の適用に際しては、用語と定義に記されている「自然林*」及び「人工林*」の定義を参照することが重要である。		
	更新審査	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
	第1回年次監査			

7		原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*及び関心の高い者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。(V4 原則*7)		
7.1		組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、環境的に適切で、社会的な利益にかない、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと理念)と目的*を設定しなければならない。管理の方針と目的*の概要は管理計画*書に組み込まれ、公開*されなければならない。(V4基準*7.1)		
		7.1.1 FSCの原則*と基準*に沿う方針(ビジョンと理念)が定められている。		
	更新審査	山梨県県有林野管理規定で管理の目的、方針が定められている。これに基づき、第4次県有林管理計画p36に「基本方針」を定めている。	Y	
	第1回年次監査			

		7.1.2 7.1.1で定められた方針に沿う具体的な管理目的*が定められている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に記載されている。本計画から、広葉樹生産を初めて管理目的に含めた。システム販売の広葉樹部門を今年度から始める予定。	Y	
	第1回年次監査			

		7.1.3 定められた方針と管理目的*の概要が管理計画*に含まれており、公開*されている。		
	更新審査	方針と管理目的を含む第4次県有林管理計画は全文がホームページで公開されている。(https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
	第1回年次監査			

7.2		組織*は、基準*7.1に則り制定した管理目的*と方針に基づいた管理計画*を有し、これを実行しなければならない。管理計画*には管理区画*内に存在する自然の状況が記載されており、どのように計画がFSC認証要求事項を満たすか説明されていなければならない。管理計画*には活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、森林*管理面と社会管理面が含まれていなければならない。(V4基準*7.1)		
		7.2.1 管理計画*には管理目的*を達成するための方策、管理活動、対策及び手順が含まれている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画p45以降に、小班ごとの管理方針となる作業団区分と、その生産目標・誘導目標、施業基準等が具体的に記載されている。	Y	
	第1回年次監査			

		7.2.2 FSC認証の管理責任者が任命されており、責任担当者の変更の際は確実な引き継ぎを行う手順がある。		
	更新審査	FSC認証の責任者、担当者は明確である。引き継ぎの際には引き継ぎ書を作成し他の業務と同様確実に引き継いでいる。なお、引き継ぎ書は山梨県共通の様式である。	Y	
	第1回年次監査			

		7.2.3 管理計画*は附則Bに記載されている要素を含んでおり、実施されている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画では、附則Bに記載されている要素が網羅されている。この計画に基づき毎年管理活動が実施されている。	Y	
	第1回年次監査			

7.3		管理計画*には、各管理目的*の進捗を評価するための検証可能な達成目標*が含まれていなければならない。(新規)		
		7.3.1 各管理目的*の達成と管理計画*の進捗状況をモニタリングするために、検証可能な達成目標*が立てられており、評価の頻度が定められている。		
		注：検証可能な達成目標*には例として以下の項目を含むことができる： <input type="checkbox"/> 木材及び非木材林産物*の収穫量 <input type="checkbox"/> 林分調査（更新状況、成長量等） <input type="checkbox"/> 環境保全活動（生物多様性*、土壌、水への影響評価、劣化した場所の復元*等） <input type="checkbox"/> 施業の実施 <input type="checkbox"/> 施業の効率性・生産性 <input type="checkbox"/> 影響を受ける者*との協議* <input type="checkbox"/> 社会貢献プログラム（環境教育や地域との活動等） <input type="checkbox"/> 労働環境や安全衛生 <input type="checkbox"/> 財務状況と予算 <input type="checkbox"/> 核心地域*として保護される原生林景観の面積		
	更新審査	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に検証可能な達成目標が数字で記載されている。針広混交林への誘導面積、森林公園等の利用者数、県民のFSC認証の認知度、伐採量、一環作業システムの実施面積、有用広葉樹材の供給量が挙げられている。また、伐採、保育の事業量に関しては事業区ごとに数値目標を立てている。第3次計画の達成目標の振り返りもp11以降に記載されている。 2021年11月23日にFSCフォーラムを開催しFSCの県民への普及促進を図った。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/fsc_forum.html	Y	
	第1回年次監査			

7.4		組織*は、モニタリングや評価の結果、利害関係者*との協議内容、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて、管理計画*文書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。(V4基準*7.2)		
		7.4.1 管理計画*は以下を反映させるために附則Cのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者*との協議*の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則*8参照のこと。		

	更新審査	<p>県有林管理計画は10年間の計画で5年ごとに更新されている。</p> <p>管理計画作成時の経済林林況調査は現地調査は必須ではなく、GIS上で行っている。林齢、路網状況から次の伐採箇所を計画している。GISの情報から収穫可能箇所を抽出し、現場確認をした方がよいと思われるところは現場確認をする。</p> <p>第4次県有林管理計画では、これまでの経験を踏まえ、標準的な下刈り回数の削減など、施業基準の見直しを行った。</p> <p>県森林総合研究所ではモニタリング調査地をいくつか設定しており、シカの被害についてのモニタリングもされている。生息密度も5kmメッシュで推定されている。モニタリング結果に基づいて、シカ被害対策も検討されている。</p> <p>県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行う。意見を取りまとめて分析し、県有林管理計画に反映する。</p> <p>県森林総合研究所により調査研究が行われている。広葉樹施業方法や混交の人工林の施業指針など、毎年約30の研究課題に取り組んでいる。</p> <p>試験研究要望を県森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。</p> <p>第4次県有林管理計画では、一貫作業システムを導入する際に、蓄積や下刈り回数などについて、県森林総研が実務的なフィードバックを行った。</p> <p>県有林の中で行われている調査・研究については全て把握している。</p> <p>その他、富士山科学研究所(県の研究機関)が県有林内で草原の植生、シカの影響などを調査している。大学や研究機関から研究の要望があれば、入山許可を出し、調査・研究内容を把握している。大学や研究機関の調査結果報告までは要請していない。</p> <p>第4次県有林管理計画策定にあたっては、SDGsへの取り組み、県内で稼働を開始した大型合板工場やバイオマス施設など、最近の環境、社会経済状況の変化も反映させている。</p>	Y	
	第1回年次監査			

7.5		<p>組織*は、管理計画*の概要を作成し、誰もが無償で入手可能*なようにしておかなければならない。計画及び関連する部分についても、機密情報*を除いて、利害関係者*からの要望に応じ提供しなければならない。この場合は、複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。(V4基準*7.4)</p>		
		<p>7.5.1 利害関係者*にとって分かりやすい形式で、地図を含み、機密情報*を除いた管理計画*の概要が無償で入手可能*である。</p>		
	更新審査	<p>県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。</p> <p>県有林のパンフレットがある。</p> <p>県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。</p> <p>事業図、基本図などは県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		7.5.2 利害関係者*からの要望に応じて機密情報*を除く管理計画*の関連箇所が複製作成及び対応にかかる費用の実費にて提供可能である。		
	更新審査	ホームページで公開していない資料については、県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。	Y	
	第1回年次監査			

7.6		組織*は、規模*、強度*、リスク*に応じ、積極的にかつ透明性の高いやり方で、管理計画*の策定及びモニタリング過程について利害関係者*と協議*し、また他の関心の高い者*についても要求に応じて関与*させなければならない。(V4基準*4.4)		
		7.6.1 慣習に合った方法での*協議*により、利害関係者*が積極的及び透明性をもって以下の過程に関与*している： 1) 紛争*解決プロセス(基準*1.6、2.6、4.6) 2) 労働者*の労働条件の決定(原則*2) 3) 先住民族*や地域社会*がもつ権利(基準*3.1、4.1)、重要な*場所(基準*3.5、4.7)、及び先住民族*や地域社会*に管理活動*が与える影響(基準*4.5)の特定 4) 地域社会*の社会経済的発展に貢献する活動(基準*4.4) 5) 高い保護価値*の評価、管理及びモニタリング(基準*9.1、9.2、9.4)		
	更新審査	1) 紛争解決システムについては、県の窓口があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口意見提出することができる。 2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。 3), 4), 5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。	Y	
	第1回年次監査			

		<p>7.6.2 以下の事柄は、慣習に合った*方法での協議*を経て行う： 1) 適切な*代表者との連絡窓口の決定（適当な場合、地域の機関、組織、行政を含む）。 2) 双方向に情報が伝達できるような、互いに合意された連絡方法の確立。 3) すべての関係者(女性、若者、高齢者、少数派層)が公平に協議*に参加することの保証。 4) すべての会議、協議内容、合意された事項が記録されることの保証。 5) 会議議事録の内容が承認されることの確保。 6) 慣習に合った*方法での協議*の結果が関係者と共有されることの保証。</p>		
	更新審査	<p>1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合の議事録や合意事項があればその内容は記録を残している。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。 その際に個別にやりとりをしている。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		<p>7.6.3 利害関係者*の利害に関わる管理活動の計画策定及びモニタリングについて、慣習に合った*方法で協議*の機会が設けられている。</p>		
	更新審査	<p>第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		7.6.4 関心の高い者*には要望に応じて、利害関係や機密情報*を考慮の上で差し支えない範囲で、彼らの関心を引くであろう森林*管理活動の計画策定及びモニタリングについて関与*する機会が与えられている。		
	更新審査	県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。 意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。	Y	
	第1回年次監査			

8		原則* 8:モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則*8)		
8.1		組織*は、管理計画*の方針と管理目的*、検証可能な達成目標*の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。(新規)		
		8.1.1 管理計画*の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画*に記載されている活動の進捗状況そして指標*7.3.1で特定された、管理目的*ごとに立てられた検証可能な達成目標*の達成度を含む。		
	更新審査	個々のモニタリング手法は個別文書で整備されている。 収穫林調査を実施しており、主伐林分の収穫量がモニタリングされている。森林総合研究所は様々な試験研究のためのモニタリングや定点調査を行い記録を続けている。管理計画樹立要領のなかで必要なモニタリング項目が書き出され実施されている。経済林林況調査、成熟林調査、収穫に関する調査、管理計画のための調査、林地の異動に関する調査、希少種に関する事項、など。 今後のモニタリング項目は、第5次県有林管理計画樹立要領の「調査事項 (1)~(5)」にまとめられている。	Y	
	第1回年次監査			

		8.1.2 モニタリングの手順・ツールは現場で十分に実行できるものであり、反復可能かつ経年変化を調べるのに適切である。		
	更新審査	今後のモニタリング方針は、第5次県有林管理計画樹立要領にまとめられている。実施要領に従ってモニタリングの項目や実施方法が定められており、実行可能で適切である。	Y	
	第1回年次監査			

8.2		組織*は、環境状態の変化、及び管理区画*内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。(V4基準*8.2)		
		8.2.1 附則Cに従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。		
	更新審査	請負業者からの随時の報告がある。 県職員は県有林環境調査チェックシート等を使用して確認している。	Y	
	第1回年次監査			

		8.2.2 附則Cに従って環境状態の変化がモニタリングされている。		
	更新審査	森林巡視員(県有林課が委嘱)、山岳レンジャー(自然共生推進課が委嘱するボランティア)等が巡視を行っている。記録は各林務環境事務所で保管されている。県森林総研によりさまざま(昆虫、きのこ、炭素、水質、植生など)な調査研究が行われている。モニタリング調査地点は100箇所程度あり、継続的、定期的に総研が行っている。 河川の水質調査は県の別部署、または国で行われている。水道の水質調査も行われている。 県の別部署で、特定鳥獣保護管理計画でシカの個体数のモニタリングが行われている。自然共生推進課で数年ごとにクマの調査も行われている。森林生態については「森林生態系モニタリング調査について」に則ってモニタリングされている。	Y	
	第1回年次監査			

8.3		組織*は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。(V4基準*8.4)		
		8.3.1 順応的管理*手順の実施によりモニタリング結果は定期的に分析され、管理計画*作成の際に考慮、反映されている。		
		注:分析に十分な結果がまだ集まっていない場合は、追加で十分な結果を得た上で分析を行うための計画がある。		
	更新審査	モニタリング結果は、獣害対策など管理計画にも反映させてきている。これまでの県有林管理計画にもモニタリング結果が反映され、管理計画に沿った管理が実行されてきた。 現在は、森林総合研究所が県有林の依頼を受けて植栽本数、下刈りの回数、針広混交林への誘導、コンテナ苗の導入、一貫作業の作業工程の分析についてモニタリング調査を行っている。低密度植林、下刈りの省力化、針広混交林誘導、コンテナ苗については、ある程度結果が得られているため、現在策定中の第4次県有林管理計画に反映する予定である。 5年おきの計画改定時には市町村及び160の地元団体へ聞き取りを行い、意見を反映している。		
	第1回年次監査			

		8.3.2 モニタリングにより特定されたFSCの要求事項に対する不適合は適切に対処されており、モニタリング結果を反映させて、検証可能な達成目標*を含む管理計画*や必要であれば管理目的*を修正している。		
	更新審査	完了検査の際に不適合が発見された際には、是正がされないと完了が認められない手続きとなっている。請負業者は、発注者である県への報告を継続的に怠る場合などに、指名発注先から外されるということもある。	Y	
	第1回年次監査			

8.4		組織*は、機密情報*を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で入手可能*なようにしておかなければならない。(V4基準*8.5)		
		8.4.1 機密情報*を除き、利害関係者*にとってわかりやすいようにまとめた、附則Cの要求事項を網羅するモニタリング結果の概要(地図を含む)が無償で入手可能*なようになっている。		
		注:機密情報*には、公開*されると支障があると考えられる希少種*、貴重種の情報も含まれる。		
	更新審査	県森林総研で行っている調査・モニタリングの結果はホームページで公開しており、パンフレットも作成している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/index.html) 県有林管理計画の中にもいくつかのモニタリング結果が含まれており、ホームページで公開されている。 県有林管理計画の5年おきの更新の際に実施される市町村や160の地元団体への聞き取り結果は、要望に応じて提示できる。	Y	
	第1回年次監査			

8.5		組織*は、管理区画*から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模*、強度*、リスク*に応じてFSC認証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量を追跡しなければならない。(V4基準*8.3)		
		8.5.1 FSC認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫されたFSC認証林から所有権が移るまでのトレーサビリティが確保されている。その一環として： 1) 認証機関からの要求に応じて、FSC取引*データを提供することにより、取引情報の照合*を支持している。 2) 認証機関からの要求に応じて、検証のために原材料のサンプルや標本、及び種の構成に関する情報を提出することによりファイバーテスト*を支持している。		
	更新審査	県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。 立木での販売または県内の市場で丸太での販売を行っている。 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	Y	
	第1回年次監査			

		8.5.2 販売・譲渡されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 樹種の和名(例：マツではなく、アカマツ、クロマツなど)。海外への販売の場合は樹種の学名も。 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積(または数量) 4) 伐採区画まで材を追跡するための情報 5) 伐採日/ 期間 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日/期間と加工量 7) FSC認証製品として販売されたか否か		
		注：パルプ用材収穫のように多くの樹種が収穫され、一本毎の樹種の判定や材積の記載が難しい場合、主要樹種とその割合を記載すればよい。		
	更新審査	2022年7月22日、8月24日、8月31日、9月21日付の山梨県県有林FSC認証材出荷証明をサンプリングし、必要事項がすべて含まれていたことを確認した。	Y	
	第1回年次監査			

		<p>8.5.3 FSC表示を伴って販売されたすべての製品について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が5年以上保管されている： 1) 購入者の名前及び所在地等の購入者を特定できる情報 2) 販売日 3) 主要樹種の和名。海外への販売の場合は樹種の学名も。 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積(または数量) 6) 認証番号 7) FSC製品として販売されたことを示す「FSC 100%」というFSC表示</p>		
	更新審査	<p>保存期間5年と定められている。 山梨県県有林FSC認証材出荷証明に必要事項がすべて含まれていた。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		<p>8.5.4 FSC商標の使用は商標使用に関するFSC規格(FSC-STD-50-001)の最新版に従っている。</p>		
	更新審査	<p>FSC商標使用の際には必ずアマタ/ソイルアソシエーションに申請をして承認を得てから使用している。</p>	Y	
	第1回年次監査			

		<p>8.5.5 販売・譲渡された林産物については、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、放射能汚染リスクが低いことが確保されている。</p>		
		<p>注:2.3.11で放射能汚染リスクが高いと疑われる地域に由来する林産物の販売・譲渡は避ける。</p>		
	更新審査	<p>該当しない。</p>	N/A	
	第1回年次監査			

9		原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。(V4 原則*9)		
9.1		組織*は、管理区画*内における以下に挙げる高い保護価値(HCV)*の存在及び状態を評価、特定し、記録しなければならない。この場合、利害関係者*や関心の高い者*との協議*や、他の方法や情報源を通し、管理活動の規模*、強度*、リスク*、及び高い保護価値*が存在する可能性に応じて行うこととする。HCV 1 - 種の多様性: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる固有種、希少種*または絶滅危惧種*を含む生物多様性*が集中して認められる地域。 HCV 2 - 景観*レベルでの生態系*とモザイク: 自然発生種のほとんどが豊富にあり、本来の分布域存在している。世界的、地域あるいは国家的に重要*とされる原生林景観*、大規模な景観*レベルの生態系*と生態系のモザイク。 HCV 3 - 生態系*及び生息・生育域*: 希少*または危急*、絶滅の危機に瀕している生態系*、生息・生育域*もしくはレフュジア(退避地)*が認められる地域。 HCV 4 - 不可欠な*生態系サービス*: 脆弱な土壌や斜面の浸食の防止集水域の保護*など危機的状況において重要*な基礎的な生態系サービス*。 HCV 5 - 地域社会*の基本ニーズ: 地域社会*あるいは先住民民族*の基本的需要(生活、健康、食料、水など)に欠かせない場所と資源。 HCV 6 - 文化的価値: 文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会*あるいは先住民民族*にとり非常に重要*として認められ、利害関係者*との協議*により特定された、世界的もしくは国家的に重要*な場所、資源、生息・生育域*や景観*。 (V4基準*9.1及び2014年総会動議7番)		
		9.1.1 基準*9.1で定義されているHCV1~HCV6の高い保護価値(HCV)*の場所と状態、またその価値が依存する高い保護価値(HCV)*の維持地域*とその状態を記録した利用可能な最も有効な情報*を用い、評価が完了している。		
	更新審査	県有林管理計画p.214に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p.217に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。風致保安林(p226 県有林の土地利用区分と森林の施業方法)、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。	Y	
	第1回年次監査			
		9.1.2 評価には、2017年1月1日以降の原生林景観の特定が含まれている。		
	更新審査	山梨県有林に原生林景観の該当はない。 日本では原生林は山形と北海道のみとされている。	N/A	

	第1回年次監査			
		9.1.3 HCV*の特定に際しては、利害関係者*及びHCV*の保全*に関心の高い者*との慣習に合った*方法での協議*から得られた結果が用いられている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画策定で聞き取りを行った結果、新たな追加箇所はなかった。なお、県有林管理計画は5年に1度刷新されるため、HCVの見直し期間(5年に1度)と合致する。	Y	
	第1回年次監査			

		9.1.4 特定されたHCV*の場所や地域は地図に明記されている。		
	事前審査			
	更新審査	森林GISのデータにHCVが含まれており表示することができる 合計面積は20,538haである。 HCV1 16,909 ha HCV6 3,629 ha		
	第1回年次監査			

		9.1.5 9.1.1及び9.1.2に従い評価した結果HCV*が特定されなかった場合でも、HCV*特定のためのアセスメントは、環境変化等を踏まえ、5年を基本として適宜見直されている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画の策定と合わせ、日本国内HCV枠組み文書の内容に沿ってHCV指定内容を確認した。その結果、見直しが必要になったHCV区分はなかった。第4次県有林管理計画p226に記載されている厳正保存地域が該当し、その内訳はp31に記載の保安林及び自然公園等の面積一覧で把握できる。第4次計画の策定にあたり、小班の見直し等により、第3次計画から多少面積の変更はあった。	Y	
	第1回年次監査			

9.2		組織*は、利害関係者*や関心の高い者*、専門家との協議*により特定された高い保護価値(HCV)*の維持及び/または向上させる効果的な方策を策定しなければならない。(V4基準*9.2)		
		9.2.1 利用可能な最も有効な情報*を用い、HCV*への脅威*が特定されている。		
	更新審査	シカの食害、マツ枯れが顕在化している脅威として特定されている。県の特定獣害管理計画の中でシカの被害状況などがまとめられている。マツ枯れの被害状況は森林整備課でまとめている。 また近年ナラ枯れも発生している。 大雨による土砂流出や火災も一般的な懸念点として挙げられている。 これらは県有林管理計画書に記載されている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.2.2 特定されたHCV*を維持及び/または向上させ、高い保護価値(HCV)*をもつ地域*を支えるため、利害関係者*や関心の高い者*、有識者、及びその他関係者との協議*により、価値を損なう可能性のある管理活動が行われる前に、管理方針と活動計画が策定されている。		
	更新審査	禁伐として保護している。第4次県有林管理計画書(2021年4月1日-2031年3月31日)p206「保護林」、p226「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。カシノナガキクイムシについては、協議会を設けて、対応を検討している。マツ枯れはこれまでの経験から被害地域や守るべき場所が既に特定されているので、必要に応じて地元に対策の方法も含めて聞き取りをした上で対応がされている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.2.3 特定されたHCV*を維持及び/または向上させるための管理方針と活動計画の策定は、影響を受ける権利者*、利害関係者*、及び専門家との協議*により行われている。		
	更新審査	HCVを5年ごと管理計画策定の際に見直すことになっている。管理計画の策定に保護団体の意見を聞くプロセスが含まれている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.2.4 管理方針は、核心地域*を保護*するよう策定されている。		
	更新審査	HCVの中に特に核心地域を指定していない。「厳正保存地域」にその概念が既に含まれている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.2.5 各原生林景観*の大部分* (80%以上) が核心地域*として指定されている。		
	更新審査	HCVの中に特に核心地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	第1回年次監査			

		9.2.6 策定された管理方針はHCV*の維持及び/または向上に効果的である。		
	更新審査	現在のところ、HCVは維持されている。劣化は確認されていない。	Y	
	第1回年次監査			

		9.2.7 管理方策は、分断化*を含む、産業活動*のすべての影響が以下をすべて満たす場合にのみ、核心地域*内での限られた産業活動*を認めている： 1) 核心地域*のごく限られた部分*に限定される。 2) 核心地域*の面積が5万ヘクタール未満としない。 3) 明確かつ大きく、追加的で長期的な保全及び社会的な公益をもたらす。		
	更新審査	HCVに指定された森林では原則として管理活動は行わない。禁伐である。	Y	
	第1回年次監査			

9.3		組織*は、特定された高い保護価値(HCV)*を維持及び/または向上させるための方策と活動計画を実施しなければならない。これらの方策と取り組みは予防手段*も含め、活動の規模*・強度*・リスク*に応じて実施しなければならない。(V4基準* 9.3)		
		9.3.1 策定された方策の実施の効果も勘案し、HCV* とそれらが依存するHCVをもつ地域*は維持されている及び/または向上している。		
	更新審査	現在のところ、HCVは維持されている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.3.2 科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、HCV*の脆弱性や繊細さが不明な場合においても、策定された方策と活動がHCV*が損なわれることを防ぎ、リスク*を回避している。		
	更新審査	禁伐として保護している。第4次県有林管理計画書(2021年4月1日-2031年3月31日)p206「保護林」、p226「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。		
	第1回年次監査			

		9.3.3 中核地域*は、基準*9.2に沿って保護*されている。		
	更新審査	HCVに中核地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	第1回年次監査			

		9.3.4 中核地域*内での限られた産業活動*は、指標9.2.7に沿っている。		
	更新審査	HCVに中核地域を指定していない。該当しない。	N/A	
	第1回年次監査			

		9.3.5 HCV*を損なう活動は即時中止され、HCV*を復元*、保護*する措置が取られている。		
	更新審査	禁伐として保護している。第4次県有林管理計画書(2021年4月1日-2031年3月31日)p206「保護林」、p.217「厳正保存地域」に記載されている。周辺についてもp209「保護樹帯」を設定する。施業に留意すべき周辺森林も一覧にしてある。		
	第1回年次監査			

9.4		組織*は、高い保護価値(HCV)*が効果的に保護*されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方針に反映していかなければならない。また、モニタリングは、規模*、強度*、リスク*に見合い、利害関係者*、関心の高い者*、及び専門家との協議*により推進しなければならない。(V4基準*9.4)		
		9.4.1 定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。 2) HCV*とそれらが依存するHCV*を支える地域*の状態。 3) HCV*を完全に維持及び/または向上させるための管理方針と保護*の取り組みの効果。		
	更新審査	山岳レンジャー、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。これは日々または週に1回程度の頻度で行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.4.2 モニタリングプログラムは、利害関係者*、関心の高い者*及び専門家との協議*を含む。		
	更新審査	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	
	第1回年次監査			

		9.4.3 モニタリングプログラムは、初回の評価とそれぞれのHCV*の特定された状態と比較し、HCV*の変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。		
	更新審査	レンジャーによる巡視の頻度を重要度に応じて定め、実施している。	Y	
	第1回年次監査			

		9.4.4 モニタリングまたはその他の新たな情報により、HCV*の維持及び/または向上のために、管理方策と活動は十分でないと示された場合、これらの方策と活動計画は修正されている。		
	更新審査	そのような事例は特にはない。	Y	
	第1回年次監査			

		9.4.5 モニタリング記録は保管されている。		
	更新審査	巡視記録について、山岳レンジャーの記録は自然共生推進課、富士山レンジャーの記録は観光部・富士山世界遺産センターで保管されている。	Y	
	第1回年次監査			

10		原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則*と基準*に合致するものであること。(新規)		
10.1		組織*は、管理計画*に従い、最終伐採した後は天然更新または人工更新により、迅速に*伐採前*の状態またはより自然に近い状態*に再生させなければならない(新規)。		
		10.1.1 すべての伐採地は以下の要件を満たすよう、迅速に*更新されている： 1) 伐採作業の影響を勘案し多面的機能*を保護*している。 2) 更新後の植生を伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*(樹種構成と林分構造)に回復させるために適切である。迅速な更新を図ったにも関わらず、意図した更新が見られない場合は原因が分析され、再度更新がされるように対処されている。		
	更新審査	施業団ごとに更新法が指定されており、人工林の皆伐後は確実に再造林を実施する。択伐した林分について天然更新を期待する林分がある。県有林管理計画には面積が計上されている。第4次県有林管理計画では「事業区別更新指定量:天然更新 573.02ha」とされている。		
	第1回年次監査			

		10.1.2 以下を満たすように森林*更新活動が実施されている。 1) 人工林*の伐採の場合、生態的に適合した種を用いて、伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*を保つように更新されている。 2) 自然林*の伐採の場合、伐採前*と同じ、もしくはより自然に近い状態*へと更新している。植栽を通じて更新をする場合は、伐採前*と比較して生物多様性*や森林*構造が劣化しないように行われている。 3) 劣化した自然林*の伐採の場合、伐採前*より自然に近い状態*へと更新している。		
	更新審査	人工林を伐採した際には、造林方針書に従い、地質や標高を考慮して植栽樹種を決めている。ただしマツ枯れの問題があるために、アカマツを植えることはない。現在アカマツが植わっている場所を伐採した際には、地質や標高に応じてヒノキまたはカラマツを植えている。樹種はカラマツが半分程、ヒノキがこれに次ぎ、他にはシラベやその他針葉樹、広葉樹がある。	Y	
	第1回年次監査			

10.2		組織*は、管理目的*に沿って、生態的に適合した種、在来種*及びその地域固有の遺伝子型*を用いて更新を行うこと。(V4基準*10.4)		
		10.2.1 更新のために用いられる種は、生態的に地域に適合した種である。		
		注：在来種*、特にこれまでその地域で使われてきた実績がある種が望ましいが、外来種*であってもそれを使う正当な理由があり、その地方で使われてきた実績により侵略性がないことが証明されていればよい。外来種*については10.3.1参照。		
	更新審査	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。 針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。 苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	Y	
	第1回年次監査			

		10.2.2 更新のために用いられる種は更新の目的*及び管理目的*に沿っている。		
	更新審査	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	
	第1回年次監査			

10.3		組織*は、外来種*を使用する際は、侵略的影響が制御できることや、効果的な影響低減措置がとられているという条件を満たさなければならない。(V4基準*6.9、10.8)		
		10.3.1 直接的な経験や科学的な調査結果により、侵略的な影響が制御できると示され、かつ拡大を制御するための効果的な措置が取られている場合にのみ外来種*が使用されている。		
	更新審査	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和3年度は外国産種子が1173kg(99.4%)、国産種子が7.57kg(0.6%)であった。「令和3年度各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.3.2 組織*により導入された外来種*の拡大はモニタリングされ、制御されている。		
		注：林業樹種に限らず、管理区画*内に植えられた園芸種も含む。		
	更新審査	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.3.3 組織*により導入されたものでない侵略的な外来種*については、外来生物法に基づき、地方公共団体や認定団体との協力の下、影響を制御するための管理活動が実施されている。		
		注：これには第三者が管理する林道法面への吹付けにおいて用いられる外来植物も含む。植栽される種や品種についての選択の権限が組織*にない場合でも、管轄機関に侵略性のないものを使うよう働きかけることはできる。		
	更新審査	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。また、現在、林道法面の緑化にはできるだけ在来種を使うようにしているが、早期緑化により崩落を防ぐことが必要な一部の林道法面には、成長の早い外来種を使用している。使用箇所は把握されており、周囲の自然生態系への拡大がないかどうか都度確認されている。ニワウルシ、オオブタクサなどへの注意が促されている。	Y	
	第1回年次監査			

10.4		組織*は管理区画*内で遺伝子組換え生物*を使用してはいけない。(V4基準*6.8)		
		10.4.1 遺伝子組換え生物*は使用されていない。		
		注:これは林業樹種に限らず、林内で使われる可能性のある農作物、園芸用植物、生物的防除*も含む。		
	更新審査	遺伝子組み換え生物の使用はない。	N/A	
	第1回年次監査			

10.5		組織*は、植生、種、場所に生態的に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施業を行っている。(新規)		
		10.5.1 生態的にその植生、種、場所に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施業が行われている。		
	更新審査	地域で求められる樹種として、カラマツ、ヒノキ、アカマツ、シラベ、スギなどが植林されている。また将来の有用材となる広葉樹も一部植林されている。 間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業も行っており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。		
	第1回年次監査			

10.6		組織*は、肥料*の使用の有益性が生態的かつ経済的に同等以上と認められる場合にのみ限定し、それ以外は使用を避けるものとする。肥料*の使用がある時には、土壌を含む多面的機能*の劣化を防ぎ、環境への影響を軽減する及び/または価値を回復*しなければならない。(V4基準*10.7及び2014年総会動議7番)		
		10.6.1 化学肥料*の使用は避けられている、もしくは最小限に抑えられている。これには、管理区画*内の苗畑も含む。		
	更新審査	肥料は使用していない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.6.2 肥料*が使用されている場合、肥料*を必要としない育林*方法と比較して生態的かつ経済的に同等か有益である。		
	更新審査	肥料は使用していない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.6.3 肥料*が使用される際には、その種類、使用量、使用頻度と使用場所が記録されている。		
	更新審査	肥料は使用していない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.6.4 肥料*が使用される際には、多面的機能*の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られている。		
	更新審査	肥料は使用していない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.6.5 肥料*の使用によってもたらされた多面的機能*の劣化は、軽減されるか、機能が回復されている。		
	更新審査	肥料は使用していない。	Y	
	第1回年次監査			

10.7		組織*は、化学農薬*の使用を避ける、あるいは完全に排除するため、育林*体系に基づく総合的な病虫獣害対策を構築しなければならない。またFSCの方針により禁止されている化学農薬*は使用してはならない。農薬*を使用する際には、多面的機能*の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康を回復しなければならない。(V4基準*6.6、10.7) 注：日本では、在来のマツ類に感染し枯死させるマツノザイセンチュウの防除や、北海道において野ネズミによる食害を軽減するために行政の指導の下、農薬*が使われている。野ネズミの防除に使われているリン化亜鉛は現在FSCが禁止する非常に危険な農薬リストに入っているが、行政は環境に対する負荷が少ない安全な薬剤として、使用を奨励している。最低限の使用量とするため、北海道各地で行政の指導の下、予察調査が行われ、個体数の動態に基づき適当とされる量が散布されている。現在、FSCの農薬方針は改定中であり、改定後、本基準*下の指標*は必要に応じて再度議論するものとする。		
		10.7.1 造林から伐採までのすべての育林*方法の決定を含む、総合的な病虫獣害対策が実施されており、化学農薬*の使用が避けらるか使用停止が図られている。農薬*が使われている場合は、使用頻度、使用範囲、使用量が全体的に減らされている。		
	更新審査	第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和3年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.2 FSC農薬方針により禁止されている化学農薬*は、FSCから特例使用承認がない限り、管理区画*内で使用及び保管されていない。		
	更新審査	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.3 FSC本部から禁止農薬*の使用について特例使用承認を得ている場合、農薬指針に従い、当該農薬*は特例の条件に従って使用され、使用の削減、停止に向けての試みや取り組みが進められている。		
	更新審査	FSC禁止薬品は使用していない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.4 農薬*を使用する場合、商品名、使用量、使用期間、使用場所、使用面積、使用者、使用の理由・根拠、残存量(保存されている量)が記録されている。		
	更新審査	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 ランテクター(全卵水和剤、CAS No.該当なし):147kg ガジランSフロアブル(水和硫黄剤、CAS No.該当なし):65kg マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS(カーバム剤、CAS No. 144-54-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載):927リットル グリーンガード(酒石酸モランテル液剤、CAS No.26155-31-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載):284リットルを使用。 各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。 在庫は持たず、使用時に必要な量のみ購入している。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.5 農薬*を使用する際の取扱い(輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急時取り扱い方法を含む)はILO文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」及び農薬取締法に従っている。		
	更新審査	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.6 農薬*を使用する際は、効果を得ながら使用量が最小限とるように使用されている。また、周辺の景観*に対する効果的な保護*施策が取られている。		
		注:これには例として以下のような措置を含むが、これに限らない: <ul style="list-style-type: none"> - 農薬*の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れのない状態に保たれている。 - 農薬*の保管場所は雨漏りなどのない安全な状態に保たれている。 - 河川・溪流*や湖沼*付近で農薬*は使わない。 - 植林前に、農薬*で処理された苗木を排水溝や河川・溪流*で洗わない。 - 豪雨が予想されている場合は使用しない。 		
	更新審査	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。 苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。 説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.7 農薬*の使用による、多面的機能*の劣化と人体への健康被害は避けられている。影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康は回復されている。		
	更新審査	そのような問題は起きていない。	Y	
	第1回年次監査			

		10.7.8 農薬*を使用する場合は以下をいずれも満たす: 1) 農薬*の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは人体や標的以外の種に対して与えるリスク*が最小限となるよう配慮されている。 2) 病虫獣害を制御するためには当該農薬*が唯一の効果的かつ現実的で費用効果が高い方法であることを示す客観的な証拠がある。		
	更新審査	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。 獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	
	第1回年次監査			

10.8		組織*は、国際的に認められた取り決め*に従い、生物的防除*の使用を最小限に抑えなければならない。利用する際はモニタリングを行い、厳しく制御し、同時に多面的機能*の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは価値を回復させなければならない。(V4基準*6.8)		
		10.8.1 生物的防除*の使用は最小限に抑えられ、モニタリングされ、制御されている。		
	更新審査	生物的防除の使用はない。	N/A	
	第1回年次監査			

		10.8.2 生物的防除*の使用は国際的に認められた科学的取り決め*に従っている。		
		注:FAOの「外来の生物的防除の輸入と放飼に関する行動規範」、農業取締法、及び環境省の「天敵農薬に係る環境影響評価ガイドライン」参照。		
	更新審査	生物的防除の使用はない。	N/A	
	第1回年次監査			

		10.8.3 生物的防除*を利用する際には、その種類、利用量、利用期間、利用場所、利用の理由、影響・効果を記録している。		
	更新審査	生物的防除の使用はない。	N/A	
	第1回年次監査			

		10.8.4 生物的防除*の使用による多面的機能*の劣化は防がれており、また、影響があった場合は具体的措置により影響が軽減されているもしくは価値が回復されている。		
		注:「天敵農薬に係る環境影響評価ガイドライン」に基づき、生物的防除*導入後の監視が継続的に行われている。		
	更新審査	生物的防除の使用はない。	N/A	
	第1回年次監査			

10.9		組織*は、その特性*に応じて自然災害*のリスク*を評価し、自然災害*による悪影響を低減するような活動を実施しなくてはならない。(新規)		
		10.9.1 組織*は、火災、土砂崩れ、土石流、洪水、風害、雪害、雪崩、病虫獣害などの自然災害*の地域における歴史及びより広域での近年の傾向を分析し、インフラ*、森林*資源、地域社会*に与え得る悪影響を評価し、リスク*の高い災害を特定している。		
	更新審査	県有林管理計画p92、森林被害対策の項目にリスクの高い自然災害が明記されている。林野火災や病虫獣害が記載されている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.9.2 10.9.1で特定されたリスク*に応じ、自然災害*の影響を低減するように森林*管理活動が設計されている。		
		注:これには、例として以下のものを含む: <ul style="list-style-type: none"> ・ 風の通り道の分析と風害に強い育林*方法。 ・ 害虫管理のための管理された被害木焼却処理。 ・ 排水や湿地*の自然なパターンを残すことによる洪水の防止。 ・ 病虫獣害の被害を最小限にするための植林木の遺伝的多様化。 ・ 適時間伐を行うことによる下層植生の繁茂の促進と土壌流出の防止。 ・ 地形や地質を考慮した災害の発生しにくい路網整備。 		
	更新審査	山梨県森林保全巡視事業実施規定(H27.3.26)に基づき、巡視の中での火災予防を図る。第4条で防架線の設定、火災予防の巡視や火気取り扱いの指導について明記。 病虫獣害についても、県有林管理計画の中で対策が規定されている。 山地災害危険地区を設定しており、危険な場所は地図化されている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.9.3 管理活動が誘発する可能性のある自然災害*について、管理活動により災害の頻度、分布、深刻さが高まるリスク*が特定されている。		
		例:路網開設または皆伐後、土砂災害や雪崩、周辺林分での風害の危険性が高まるなど。		
	更新審査	皆伐後には迅速に地拵え、植栽をすることで土壌流出のリスクを抑えている。 沢には枝葉を入れないような施業をすることで、大雨によって枝葉が下流に流されないようにしている。 皆伐後の周辺林分での風害は、皆伐面積を小さくすることや尾根沿いに緩衝帯を設けることで防いでいる。 これらは県有林管理計画の中に規定されている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.9.4 特定されたリスク*を低減するために、管理活動が修正されるもしくは対策が講じられている。		
		注:これには例えば以下のものが含まれる: ・火災の拡大を防ぐための防火帯や貯水池の設置、消防隊の組織及び教育訓練を含む火災管理計画。 ・土砂災害や洪水を防ぐための効果的な排水構造の導入。 ・病虫害の拡大を防ぐための被害木焼却処理。 ・風害に備えるための風の通り道を示す地図の作製。 ・道路の開設、整備の際の路面密度や路面勾配の管理と、排水処理。 ・保険の活用。		
	更新審査	皆伐後には迅速に地拵え、植栽をすることで土壌流出のリスクを抑えている。沢には枝葉を入れないような施業をすることで、大雨によって枝葉が下流に流されないようにしている。 皆伐後の周辺林分での風害は、皆伐面積を小さくすることや尾根沿いに緩衝帯を設けることで防いでいる。 これらは県有林管理計画の中に規定されている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.9.5 森林*管理活動により引き起こされたと考えられる自然災害*が発生した際には(例:林道敷設に起因する土砂崩れ)、その原因が分析され、今後の施業で改善するための策が講じられている。		
	更新審査	森林管理活動によって引き起こされたと考えられる自然災害はない。 森林管理活動によって引き起こされたものではないが、昨年台風によって崩れた作業道を復旧した。作業前後の写真を確認した。この際には、水切りを増やすなどの対策をして、再発防止に努めた。	Y	
	第1回年次監査			

10.10		組織*は、インフラ*の整備、輸送活動、育林*等種々の事業活動に影響を受ける水資源や土壌の劣化を特定し、それに伴う希少種*や絶滅危惧種*とその生息・生育域*や生態系*、景観的な価値*のかく乱と劣化を防ぎ、その影響がある場合は、低減及び/または元の状態へ回復するような措置を講じなくてはならない。(V4基準*6.5)		
		10.10.1 インフラ*の開発、整備、利用及び輸送活動は基準*6.1で特定された多面的機能*を保護*するよう管理されている。		
		注:これには、組織*が管轄する道路(林道、作業道、作業路)の新規開設及び整備が含まれ、具体的措置としては、以下のものが例として挙げられる: ・新しい道路の開設及び維持管理は、河川・溪流*が明記された地形図を使い、前もって計画されている。 ・環境的に脆弱な地域(例:傾斜の強い狭い谷、滑りやすい不安定な地形、自然の排水路や川岸地帯*など)には道路を開設しない。 ・盛土や法面は浸食を防ぐよう安定させる。 ・河川・溪流*との交差は作業前に計画され地図に明記される。 ・河川・溪流*との交差は最小限に抑える。 ・道路は河川・溪流*に対して直角に交差する。 ・谷間の道路は、河川・溪流*からできるだけ離れている。 ・新しい道路は河床に建設されていない。 ・魚の移動を妨げず、魚に不適當な河床や速い流れを形成しないような水路を設定する。 ・排水は自然の河川・溪流*に直接流れこまない。		
	更新審査	立木売買に伴う搬出作業路等作業施設の取扱いについてという文書を2020年3月25日に請負業者に対して発行した。この中で作業路等を残す場合には、山梨県作業道指針に基づき排水処理が適切になされているかを確認する旨を明記した。あわせて、事前に県に提出をする必要がある、「立木売買に伴う搬出作業路等施設の設置について」という書類にて使用中の排水計画を求めることとした。今回訪問した伐採後の現場では、一時的な搬出路が降雨によって浸食されている様子は観察されなかった。	Y	
	第1回年次監査			

		10.10.2 育林*施業は、基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう実施されている。		
	更新審査	間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す育林方法が取られている。多くの森林は保全や保護を目的に管理されている。そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再造林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10haと小さく、審査で訪問した主伐地の平均面積は5ha程度であった。長伐期施業も行っており、森林の自然生態系に配慮した施業がされている。	Y	
	第1回年次監査			

		10.10.3 河川・溪流*、湖沼*、土壌、希少種*、絶滅危惧種*、生息・生育域*、生態系*、及び景観的な価値*のかく乱または劣化は防がれており、かく乱または劣化が起こった場合は迅速に*低減、回復されている。またそれ以上の劣化が起こらないように管理活動が修正されている。		
	更新審査	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。河畔林は基本的に禁伐としているが、人工林である場合は、必要に応じて天然林へ誘導を図っている。施業現場では、完了検査の際にこれらの劣化が起こっていないかを確認しており、劣化がある場合は、是正されるまで事業が完了できない。	Y	
	第1回年次監査			

10.11		組織*は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないように、伐採や収穫に関わる適正な活動を推進しなくてはならない。(V4基準*5.3、6.5)		
		10.11.1 木材及び非木材林産物*の収穫は、基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう実施されている。		
		注:これには、例えば以下のような措置を含む: ・伐採前*の調査により保護*が必要な場所を特定する。 ・林業機械を、決められた渡り場以外で河川・溪流*に進入させない。 ・残材は沢、河川・溪流*に入れない。 ・土壌が流れ出したら搬出は中止する。 ・間伐前の掃除伐(大刈り)は作業の安全と効率上必要最低限に抑えて、土壌を過度に露出させない。		
	更新審査	河川・溪流と交差する場合、通常は湧水であれば側溝、小溪流があるときは洗い越し、溪流があるところは橋をかけるようにしている。魚が生息するような箇所では交差させない。 皆伐地における地拵えでは枝条残材は等高線上に並べるように仕様書に規定しており、現場でも確認された。林地保全については立木販売の際の公売条件にも含まれている。 広葉樹は可能な限り残しておくことも仕様書に記載されており、現場監督の指導もある。 林業専用道作設指針に、表層水の排水に関する規定がある。 当地域では間伐前の掃除伐は行わないのが一般的であり、安全に支障がない限りは行っていない。現場審査で多面的機能が損なわれていないことを確認した。	Y	
	第1回年次監査			

		10.11.2 組織*は、各樹種の最適利用と利用材積の最大化及び非木材林産物*の最適利用に努めている		
		注:これには、林内での劣化を避けるための伐倒後の丸太の速やかな搬出も含まれる。ただし、葉枯らし乾燥も認められる。		
	更新審査	2年前から導入された一貫作業システムによる発注で伐採から植栽までを一括発注する仕組みが出来た。これによって、未利用材をバイオマス材に有効活用し、残材をより少なくすることが見込まれている。 やまなし次世代林業強化推進事業を継続している。		
	第1回年次監査			

		10.11.3 多面的機能*を保全*するために十分な量の枯死、腐朽しているバイオマス及び森林*構造が残されている。安全性や病虫獣害なども考慮し、問題ない場合は、利用できない残材や立枯木は森林*内に残されている。		
	更新審査	利用できない材は林地に残している。地拵えに使用している。 安全に支障がない限り、立ち枯れの木をそのまま残すよう、環境調査チェックシートに書かれている。モミや広葉樹を残す指示がされることもある。	Y	
	第1回年次監査			

		10.11.4 伐採施業は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないよう実施されている。		
	更新審査	仕様書で求めている。林地保全として残存木へのダメージを与えないよう指導している。請負業者が残存木に過度にダメージを与えたときには請負業者に買い取ってもらう場合もある。 現地では問題は見られなかった。	Y	
	第1回年次監査			

10.12		組織*は、環境に配慮した適切な*方法で廃棄物*の処理を行わなければならない。(V4基準*6.7)		
		10.12.1 基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう、かつ各地方公共団体の規定に従い、廃棄物*の収集、清掃、輸送は適切に行われ、森林管理区画*外で適切に処分されている。		
		注:廃棄物*の適切な*処理(処分)には、排出事業者の責務の順守、処理を委託する場合における確認事項の順守(例:収集運搬業者の運搬車・運搬容器などの処理業者の能力確認)などが含まれる。		
	更新審査	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミを残さないように標準仕様書で規定している。	Y	
	第1回年次監査			

		10.12.2 森林管理区画*内に廃棄物*は放置されていない。		
	更新審査	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	
	第1回年次監査			

		10.12.3 ハイカーなどの個人により投棄された廃棄物*が目立つ場合、それを抑制するための対策が取られている。		
	更新審査	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員も配置されている。監視カメラの設置も検討されている。	Y	
	第1回年次監査			

A.森林は下記のいずれかの地域/国に存在しているか。「はい」ならBへ続く。
 グローバルフォレストウォッチマップに従って原生林景観が存在する国:アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、ベリーズ、ブータン、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、ドミニカ共和国、エクアドル、赤道ギニア、エチオピア、フィンランド、フランス領ギアナ、ガボン、ジョージア、グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、ラオス、リベリア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、コンゴ、ロシア、ソロモン諸島、スリナム、スウェーデン、タンザニア、タイ、ウガンダ、米国、ベネズエラ、ベトナム。

はい

B.認証の範囲内の地域/国
 日本

C.適用規格& 発行日
 FSC-STD-JPN-01.1-2020 (日本国内森林管理規格第1.1版)、2020年12月1日発効

**D. 適用規格は原生林景観指標(IGI v2.0以降に基づく)を含んでいるか。
 「はい」適用STDのチェックリストへ、「いいえ」本シートを続ける。**
 いいえ

E.認証取得者は管理区画における原生林景観の有無を判断する分析をしたか。以下の1.3にて詳細を記入する。
 はい

F.管理区画内に原生林景観が存在するか。詳細を記入する。
 いいえ
 Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。

G.その他の関連情報:

注-本チェックリストは原則9の評価と併せて使用されるべきであり、CARは原則9のアドバイスノートと関連基準に対して提起される。-コラムAを参照。

		1.原生林景観における伐採や道路開設を含む森林管理作業は次の場合に行うことができる、		CA
Advice-20-007-018 1.1 & FSC criterion 9.3	1.1	1.1.管理区画内の原生林景観への影響が20%以上でない場合。 1.1. Forest Management operations, including harvesting and road building may proceed in IFLs, if they do not impact more than 20% of Intact Forest Landscapes within the Management Unit (MU), and		FSC 9.3i での提起
	本審査	Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	該当しない	
	第1回 年次監査			
	第2回 年次監査			
	第3回 年次監査			
	第4回 年次監査			

Advice-20-007-018 1.2 & FSC criterion 9.3	1.2	<p>1.2. 50,000ヘクタール以下まで原生林景観の面積を減らさない場合。 注:現在FSCでは、原生林景観の道路開設に関する詳細な指示を作成している。 1.2. Forest Management operations, including harvesting and road building may proceed in IFLs, if they do not reduce any IFLs below the 50,000 ha threshold in the landscape. NOTE: FSC is developing further instructions on road building in IFLs.</p>		FSC 9.3 提
本審査		Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	該当しない	
第1回 年次監査				
第2回 年次監査				
第3回 年次監査				
第4回 年次監査				
Advice-20-007-018 1.3 & FSC criterion 9.1	1.3	<p>1.3. Global Forest Watch IFL maps www.globalforestwatch.org もしくはGlobal Forest Watch Canadaなど、同じ方法を使用した最新の原生林景観目録をベースラインとしてすべての地域で使用する。管理区画内の原生林景観の有無を判断するために使用される方法を説明する。 /1.3. Global Forest Watch IFL maps www.globalforestwatch.org, or a more recent IFL inventory using the same methodology, such as Global Forest Watch Canada, shall be used in all regions as a baseline. Describe the method used to determine presence/absence of IFL in the MU.</p>		FSC 9.1 提
		<p><i>*FSC INT-DIR-20-007_17 clarifies what is meant by "same methodology":</i> <i>Certificate holders are expected to use the best available remote sensing data validated by ground truthing, when they have technical and financial resources to do so. However, certificate holders may update the IFL boundaries using also other forms of best available information, such as historical harvesting documentation combined with sales invoices, maps and external data provided by independent organizations, scientists and experts.</i> <i>Presence of IFL can be assessed based on Section 3.2 in FSC-GUI-30-010, which states:</i> <i>"Areas with evidence of certain types of human influence are considered disturbed and consequently not eligible for inclusion in an IFL, including:</i> <ul style="list-style-type: none"> <i>· Timber production areas, agricultural lands and human settlements with a buffer zone of 1 km;</i> <i>· Primary and secondary forest roads and skid trails, with a buffer zone of 1 km on either side;</i> <i>· Areas, where industrial activities occurred during the last 30-70 years, such as logging, mining, oil and gas exploration and extraction, peat extraction, etc.</i> <i>Areas with evidence of low-intensity and old disturbances are treated as subject to "background" influence and are eligible for inclusion in an IFL. Sources of background influence include local shifting cultivation activities, diffuse grazing by domestic animals, low-intensity selective logging for non-commercial purposes, and hunting.'</i> <i>NOTE: The definition for IFL given in http://www.intactforests.org/concept.html differs from the FSC IFL guide. The difference originates from the terms "low-intensity selective logging" and "unpaved trails" which needed further clarification to be understood correctly.</i> <i>These two terms were discussed in a Workshop in Brazil in Nov 2017 and thereafter between FSC High Conservation Value Technical Working Group, World Resource Institute and Global Forest Watch, which resulted the wording above.</i> <i>NOTE: "Timber production areas" refer to areas impacted by forestry operations, rather than areas zoned or intended for timber production - which may still remain an IFL. "Human settlements" of low intensity traditional habitation by Indigenous Peoples that maintains forest intactness are eligible for inclusion in an IFL.</i></p>		
本審査		Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	該当しない	
第1回 年次監査				
第2回 年次監査				
第3回 年次監査				
第4回 年次監査				

Advice-20-007-018 1.3 & FSC criterion 9.1	1.4	1.4 If the forest managers have used a more recent IFL inventory using the same methodology (see guidance in 1.3 above) there is an up to date map available which is <u>validated</u> and has been included in this report.		Rai CA unc FSC crit 9.1
		<p>Auditor to include the validated IFL maps in this report, together with the map showing the overlap with GFW defined IFL (www.globalforestwatch.org) and the Management Unit. Auditor to paste validated maps into this worksheet (if possible) or list clearly in A5 Additional info and submit with the report.</p> <p>NB. The certificate holder can start using the updated IFL maps once Soil Association has validated them and recorded their validation. Compliance with this indicator in the approved final report = Validation of the IFL map.</p> <p>If forest managers use the GFW maps without any variance this requirement is n/a.</p>		
更新審査		Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	該当しない	
第1回 年次監 査				
第2回 年次監 査				
第3回 年次監 査				
第4回 年次監 査				
Advice-20-007-018 1.3 & FSC criterion 9.1	1.5	1.5 If the forest managers have used a more recent IFL inventory using the same methodology (see guidance in 1.3 and 1.4) there is an up to date map available. The map has been validated by Soil Association and is included in the forest management plan using geoprocessing tools, or manually.		Rai CA unc FSC crit 9.1
		Raise an observation if the map has been prepared according to 1.3 and 1.4 but the report has not yet been approved and maps therefore not included in the management plan.		
更新審査		Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	該当しない	
第1回 年次監 査				
第2回 年次監 査				
第3回 年次監 査				
第4回 年次監 査				

付属文書3 樹種のリスト

樹種名

学名

針葉樹

カラマツ
ヒノキ
アカマツ
シラベ
スギ
モミ
ウラジロモミ
オオシラビソ
ツガ
コメツガ
ハリモミ
カヤ
サワラ
トウヒ

Larix kaempferi
Chamaecyparis obtusa
Pinus densiflora
Abies veitchii
Cryptomeria japonica
Abies firma
Abies homolepis
Abies mariesii
Tsuga sieboldii
Tsuga diversifolia
Picea polita
Torreya nucifera
Chamaecyparis pisifera
Picea jezoensis

広葉樹

ケヤキ
ヤマザクラ
クリ
クヌギ
コナラ
ミズナラ
シラカシ
ブナ
イヌエンジュ
カツラ
ウダイカンバ
シラカンバ
ダケカンバ
キハダ
オニグルミ
サワグルミ
シオジ
シナノキ
トチノキ
ハリギリ
ヤマハンノキ
ホオノキ
ミズキ
ミズメ
ウバメガシ
アカガシ
イチイガシ
アラカシ
ツクバネガシ
ウラジログシ

Zelkova serrata
Prunus jamasakura
Castanea crenata
Quercus acutissima
Quercus serrata
Quercus mongolica
Quercus myrsinaefolia
Fagus crenata
Maackia amurensis
Cercidiphyllum japonicum
Betula maximowicziana
Betula platyphylla
Betula ermanii
Phellodendron amurense
Juglans ailantifolia
Pterocarya rhoifolia
Fraxinus spaethiana
Tilia japonica
Aesculus turbinata
Kalopanax septemlobus
Alnus japonica
Magnolia obovata
Cornus controversa
Betula grossa
Quercus phillyraeoides
Quercus acuta
Quercus gilva
Quercus glauca
Quercus sessilifolia
Quercus salicina

付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

該当樹種なし

付属文書5 ウッドマークにより保管される追加情報

認証登録証のコピー及び関連日程

機密商用情報

利害関係者のリスト及びウッドマークに寄せられた意見

森林資源を示した地図

管理計画のコピー